

行政常任委員会

令和 4 年 3 月 1 6 日（水）

午前 9 時 5 5 分開 会

○南委員長 おはようございます。

定刻より 5 分余り少し早いのですが、皆さんお集まりですので、昨日に引き続き行政常任委員会を続行いたします。

本日、建設課と教育委員会まで行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、建設課所管、議案第 9 号、議案第 1 7 号、議案第 1 2 号、議案第 2 3 号と、4 議案、建設課のものが付託されておりますけれども、まず最初に、条例関係のほうから 2 本行きたいと思いますので、まず初めに、議案第 9 号、尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてから説明をお願いいたします。

○内山建設課長 建設課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 9 号、尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について御説明いたします。

まず、本条例の改正理由について説明させていただきます。

道路法などの一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（道路構造令への自転車通行帯を新たに規定するなどの改正）及び歩行者利便性増進道路の追加などが制定されたことにより、道路構造令が改正されたことによる本条例の改正でございます。

まず、道路構造令とは、政令により高速自動車国道、一般国道、県道、市道を新設または改築する場合における一般的技術的基準を定めているほか、道路管理者である地方公共団体の条例で道路の構造の技術的基準を定めるに当たって、参酌すべき一般的技術基準を定めるものでございます。

次に、本条例の改正の内容について説明させていただきます。

まず一つ目に、自転車通行帯の追加の改正をさせていただいております。これは、第 8 条の 2 として追加しております。

二つ目に、自転車道の設置の要件ということで、第 9 条関係で追加させていただいております。

三つ目に、交通安全施設に自動運行補助施設の追加の改正をしております。これは第 3 1 条関係でございます。

それと、四つ目に、歩行者利便増進道路を追加改正しております。これは新たに 4 4 条を追加させていただいております。

最後に、道路構造令が 4 1 条から 4 2 条に繰り下げられたために、条ずれに対応する改正であります。

それでは、条例の改正について、詳細について説明させていただきます。通知します。

これは、尾鷲市道路の構造の技術的基準などを定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっております。下線の部分が今回改正する箇所となっております。

それでは、次に、新たに追加となる条文について御説明させていただきます。

通知します。資料の 1 ページを御覧ください。

まず、第 8 条の 2 の自転車通行帯について御説明させていただきます。

まず、政令改正の背景としましては、本来自転車専用の通行区間を確保する必要があるにもかかわらず、自転車に必要な幅員 2 メーター以上を確保できないなど、これを整備できていない状況が多数生じてきております。

他方、近年では、道路法に基づく普通自転車専用通行帯、幅員が 1 メーター 5 0 以上の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故の減少や道路利用者の不安感の低減などの効果が実質的に確認されております。

このために、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯に関する規定を新たに設けることにより、新たに整備をする道路における自転車通行帯の設置の推進を図るために、道路構造令の一部が改正をされております。

次に、資料の 2 ページを御覧ください。

それでは、政令改正の概要について説明させていただきます。

自転車通行帯の新設におきましては、道路構造令において、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定し、自転車通行帯の設置要件を規定されております。

また、自転車通行帯の幅員は、道路交通法に基づく自転車道専用通行帯と同様の 1.5 メーター以上とし、地形上の状況、その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、1 メーターまで縮小できるとされております。

二つ目に、自転車道の設置要件としましては、設計速度が 1 時間につき 6 0 キロ

メートル以上であるものを追加されております。

次に、第４４条の歩行者利便増進道路について説明させていただきます。

資料の３ページを御覧ください。

まず、政令の背景について説明させていただきます。

道路法などの一部を改正する法律により、道路法などが改正され、歩行者利便増進道路の指定制度など、道路の安全と効果的な利用のための新しい制度が創設されたことにより、道路法などの一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が制定をされました。

それでは、政令の改正の概要について説明させていただきます。

まず、歩行者利用増進道路とはどういうものかにつきましては、にぎわいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安全快適に通行滞留できる空間が整備され、占用を柔軟に認められる道路でございます。

次に、歩行者利便増進施設などとしては、ベンチや自転車置場などサイクルポート、食事施設などを定めております。

次に、歩行者利便増進施設の占用場所の基準としては、歩行者の通行に必要な幅員、歩道であれば３メートル５０または２メートルを確保することなどを定めております。

次に、歩行者利便増進道路の構造基準としましては、一つ目に、歩行者の滞留スペースを設けること、二つ目に、歩行者利便増進施設などの設置場所を確保すること、三つ目に、バリアフリー基準に適合するなどを定めております。

次に、自動運行補助施設について説明させていただきます。これは、本条例の３１条関係でございます。

自動運行補助施設とは、自動運行者の安全な運転を、道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設でございます。電磁誘導線や電磁マーカールなどを使用して運行を補助するものでございます。電磁誘導性のイメージとしては、ゴルフ場で使用されておりますカートと同様に、道路の下に電線を埋設して、その上を自動車が走行するものでございます。

以上で、議案第９号、尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。御承認賜りますよう御審議よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第９号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○村田委員　質疑でもちょっとさせていただいたんですけれども、これ自転車専用道路というか通行帯を設けるということで、これは分かるんですが、現状の尾鷲市の道路の中で、2メートルないし1.5メートルの自転車専用道路、こういった区域を設けるだけの余裕はないでしょう、どうなんでしょう。

○内山建設課長　今、市道としての幅員としては、このような自転車通行帯を設けることは、スペースを取ることは無理だと考えております。

○村田委員　そうすると、この条例の制定をしても、実際は、尾鷲市はそういうことは実現をしないということなんですね。

これ、条例を制定するというのは国のほうですから、これしようがないと思うんですけれども、実態がそぐわない、実情にそぐわない、こういった条例を制定しても、市そのものがそのような取組をしないということになれば、これはどうなのかなという感じもするんですけれども、尾鷲市の道路を見ていくと、もうほとんどが、その幅ありませんよね。唯一国道の42号線はあるんでしょうけれども、どうなんだろうね、311号とか、そういうところにもつけるんですか。

○内山建設課長　委員さん言われるとおり、確かに自転車通行帯を新たなスペースで設けることは無理と思います。

ただ、国道311号線、今現在42号線の左の路側のほうに青い矢羽根マークといって、青い印のマークが等間隔で明示されておると思うんですけれども、その部分が自転車を走る自転車走行指導帯というふうなことを呼ばれております。そこを自転車が通行するというふうな明示の仕方もあると聞いておりますので、311号線におきましても、そのような明示の仕方やり方はあるのではないかと考えております。

○村田委員　そうすると、市内の道路はどうなるのかということなんですよ。市内の道路はどうですか。

○内山建設課長　市内の道路につきましては、自転車を通行するこのマークをつけるのも厳しいではないかなとは思っております。ただ、街路につきましては、ある程度一定の幅員もございますので、そこら辺は、また県や国のほうとも協議を進めていくことも考えると思っております。

○村田委員　市内の道路で非常に難しいということで、街路については、それはそういうことも県と相談をしてやっていくということも一つの手でしょうけれども、実際尾鷲市の中の道路の中で、こういうものが設けられないということについては、

これは仕方がないんですけれども、現状からいうと仕方がないんですけれども、それに代わる対策とか方法というのは建設はお考えですか。

○内山建設課長　　すみません、これは自転車通行帯に代わる別の方策ということですか。

（「うん」と呼ぶ者あり）

○内山建設課長　　自転車通行帯を設けるに当たりましては、国との協議、国の考え方の動向も注意する必要があると思いますが、今現在国道42号線の幅員が片側2車線ということで、熊野尾鷲道路が開通したことによって、交通量が減るのではないかなということで、国のほうからもいろんな問合せ等もございます。

そこら辺の空間利用につきましては、やはり地元の考え方もいろいろございますので、それと併せて国の考え方も動向も注視しつつ、今後いろいろ紀勢国道事務所のほうとも協議が必要になってくるというふうに思っております。

○村田委員　　ちょっと違うんですね。今のは国道42号線の話でしょう。それはそれでいいと思うんですけれども、私が申し上げておるのは、市内の道路です。市内の道路でも、例えば紀望通りとか、結構通りますから、この辺のところはそこまでの余裕がないんじゃないかと。

ないんであれば、ほかの方法というか、その辺は国、県ともいろいろお話をしなければいけませんけれども、何とかの対策というのはお考えなのかどうかということなんですよ。

○内山建設課長　　すみません、申し訳ございません。

先ほど説明させていただいた街路みたいな、それから、県道というふうな、ある一定の幅員があるところにつきましては、やはり自転車の通行帯を必要というふうなことで協議は進めている中で、必要となれば、幅員が取れなくても、この青い矢羽根マーク等の設置についての協議が必要になってくるんじゃないかなと思っております。

○村田委員　　どうもちょっとかみ合わないかな。

いやいや、現状の道路が、通常車道だけのところありますでしょう。でも、歩道はあっても、その中へ自転車通行帯を設けるわけにいきませんから、車道の中へ自転車通行帯を設けるにしても、幅員がまた狭くなるというようなことで、なかなか実現は難しいんじゃないかと思うんですね。

その辺のところは、ですから、国、県と話をして、この地形上、無理ですよとはっきり断って、国から言ってきたから何でもかんでもやらなきゃいかんということ

じゃないんですから、尾鷲市は尾鷲市としての通行帯をきちっと構築していくということで、できるんですかということ。

○内山建設課長　　すみません。この自転車通行帯につきましては、恐らく市道内にこれを設けることは難しいと考えております。

ただ、先ほど委員さんも言われたように、311号線につきましては、やはりいろんな観光面からにおきまして、自転車通行帯というふうな位置づけというのは必要になってくるんじゃないかなと。それをするによって、尾鷲市の地域の活性化にもつながればというふうに考えておりますので、そのほうの考え方につきましては、今後県のほうにもいろいろと協議をさせていただいて、道路整備についても、いろんな形で要望していきたいと思っております。

○村田委員　　ということは、できるところは、県、国と相談してやっていくけれども、これどうしても無理だと尾鷲市が判断をしたら、これは駄目ですよということできちっと線引きをしていくということなんですね。分かりました。

○中村委員　　今のこれの基本になる都市計画、ここは都市計画税を取っていて、その市道についても、今言われているような自転車と歩行者と車というのが事故を起こすことなく通行できるような市道に将来持っていくような都市計画の設計図書みたいな長期的な、実現できるかどうか別として、そういう都市計画のまちのつくり方みたいなビジョンというのはいないんですか。

○内山建設課長　　そういうふうな自転車通行帯、歩行者、自転車通行帯、車道というふうな形でのビジョンというのはいないんです。

ただ、街路につきましては、車道、全体幅員で、今、尾鷲港新田線では16メートルございます。その部分で車道部分が9メートル、歩道部分が残る7メートルというふうな形で、歩行者に優しいような幅員を取るような計画のほうで進めております。

○中村委員　　今、折橋墓地やっつけ、造られている道、新しい道、ありますよね。ああいう道でも、この自転車通行帯の設計はないんですか。

○内山建設課長　　今、これから折橋墓地設置していきますよね。今、坂場銀杏町線から国道42号線へ行っておるあの形状と同じ道路の形態になります。

○中村委員　　それは、ブルーの矢羽根とかつけて、一応自転車通行帯を市道としても造る予定ですか。

○内山建設課長　　そこにつきましては、今後できてから県のほうとも協議をしまして、自転車通行帯というふうな位置づけをどの路線にはめるのかというのは進め

ていく必要があると思っております。

○南委員長　　よろしいですか。

○仲委員　　関連で。

国道４２号だけに絞って質問したいんですけど、国道については、尾鷲市関係ないんですけど、国の施行になるんですけど、これずっと見ておると、この条例が改正されたことによって、国道４２号についても、自転車通行帯ができるというイメージがあるんですけど、そうじゃないと思うんですけど、というのは、道路構造令で新築または改築する場合にこういうのは設けなければならないという解釈でよろしいですか。

新築、改築という部分については、修繕は除かれるという意味であれば、今の現状はずっと続くだろうという想定でよろしいですかね、国道４２号。

○内山建設課長　　国道４２号につきましては、先ほど説明させていただいたように、片側２車線でございます、今のところ。国のほうとしては、熊野尾鷲道路が開通したことによって、尾鷲市内を通る交通量が減るのではないかというふうな予想も立てる中で、２車線を１車線化にして、１車線を自転車通行帯とか歩行者利便増進施設とかというふうな空間でできないのかというふうな考えもあると聞いております。

それで、国のいろんな考えも動きも見つつ、尾鷲市としての考えも考慮した中で、そこは進めていく必要があるというふうに考えております。

○村田委員　　今の言葉になると、これまた別問題で、４２号線を今通っていますよね。前、北から南に行くまでの道路として４車線化をしたと、今なっていますよね。これ、高速、高規格道路が通ったから、もう通行量が少なくなるから、１車線を減らして、そこに自転車通行帯ということになれば、これ僕、大問題だと思うんですよね。

今現状で北から南までやっているのが、これやっぱりこの道路というのは結構まだ今もう通っていますし、必要性ということについては大変なものがあるんですよ。これを１車線化するとなると、僕は反対ですね。

ですから、市としても、その辺の尾鷲市の実情、尾鷲市の道路事情というものを十二分に理解をしていただいて、もういかに国といえども、尾鷲市はこれでじゃないと駄目なんですということをきちっと私はやっていただくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤市長　　先ほど建設課長が申し上げましたけれども、私は、正式には２車線

を1車線にして、そういう理由でもってどうのこうのという話は正式には聞いておりません。でもしかし、ちょろちょろそんな話は聞いています。正式じゃないです。

ただ、そのときに申し上げたのは、要するに現状のものを縮小しながらやるということについては、僕は反対と。縮小していても、やはり尾鷲市にとって最大メリットが生まれるようだったら、いい案出してこい。

だから、要するに、これおっしゃるように、2車線が1車線になるということがあまりこうあれしますと大問題になる。これまだ全然私としては、正式には国からも何も聞いていませんし、だから、そういう問題があったら、私は反対やということを、正式な場じゃなしに、話した中でぽんと言っていますので、その気持ちは変わりありません。

○村田委員 正式やないけれども、ちらちら聞いておるということは、もう行く行くはそうになって、そういう案を出してくるということの可能性が多んじゃないですか。ですから、その辺の気持ちをやっぱり今市長からお聞きしましたから、私も安堵したんですけれども、ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。

○加藤市長 おっしゃるとおり、既存のものを縮小してマイナスになるようなそんな効果であると、私は徹底的に反対します。

だから、効果が生まれるのであれば、そういう道路を改良しながら、尾鷲市にとって効果が大きく生まれるのであれば、それは話に乗るということも考えなきゃならないなとは思っているんですけど、今現状で何も状況が分からない中でそういうことを言われても、私は真っ向から反対します。

○中村委員 尾鷲は、太平洋岸自転車道構想という、もう何十年も前からの構想の中に入っていて、そして、高規格道路ができてしまった後に、今、自転車ってすごい1人当たりの単価が高い観光となってくると思うんですよ。

そのときに、尾鷲ちゃんとしまなみの自転車街道みたいな太平洋湾岸の42号線や311号線を生かしていくという、この自転車を少し優遇するというのは非常に大事な考え方で、今後町なかに人が来てくれるのは、車も一生懸命下りてきてもらう努力というのは大事やけど、自転車が走ってもらうというのは、すごいまちの経済効果は高いと思うんですよ。

だから、これについて、都市計画、今言っていたいた折橋墓地のところのグリーンのあれとか、それとか、三木浦にトンネルがあるんですけれども、歩道と車道と一緒に広い歩道がついているんですけれども、あの歩道がついたのは、太平洋岸自転車道の構想がまだ生きていて、トンネルが大きくしてもらえたんですよ。

だから、市街地については、私もちょっと、都市計画の設計図がないって言われたので、何とも言えないんですけども、311号線の活用と42号線の活用というのは、今後の尾鷲にとって、自転車というのは観光の目玉の一つですので、ぜひ推進していただきたいなと思います。

○加藤市長　おっしゃるように、国道42号線、サイクリングの国からも我々もメンバーの中に1人入っているんですけども、そこから要するに委員もおっしゃっていましたが、あの景観のいいサンピンピンをサイクリング的なものにどうやっていくのかということは、常日頃、紀勢国道とも、あるいは県ともいろんなそういう方向の中でやっていきたいという希望は出しています。

それじゃ、具体的にどうするのかというのはこれからの話なんですね。まだ、だから、42号線のこの部分が、要するにきちんと固まりながら、その延長線上で311号があるのかというような話は、当然のことながらサンピンピンのことについては、防災上も含めてですけども、そういう景観上のものと、そういったものを我々としてはずっと言い続けていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○南委員長　他にございませんか。

先ほどの市内を通る42号線の1車線化の問題については、当然尾鷲市も議会も看過できる問題じゃないですので、ぜひとももう反対を前面に打ち出していただきたいと思いますので、市長におかれましては、そのたびに声を声高に上げていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、1点だけちょっと、直接尾鷲市の市道じゃ関係ないんですけど、この議案の31条、横断歩道等の次に自動運転補助施設を加えるという、こういった項目が新たにできたということでございますので、これ、国交省が考える問題なんですけれども、できたら、観光客を誘致するんじゃないですけども、そういった意味でも、5市町が一体となって、できたら高速へ自動システムを込み入れてもらえるような考え方があってもいいんじゃないかなとふと思い出したので、ついでに、要望じゃないんですけども、一つの考え方としてお伝えさせておきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、同じく議案の市道認定のほうをお願いいたします。議案23号ですね。

○内山建設課長　それでは、議案第23号、尾鷲市道路線の認定について御説明させていただきます。

まず、これは道路法の第8条第2項の規定により、6路線の市道路線について、認定についてでございます。

通知します。資料の21ページを御覧ください。

これは、今回市道として認定していただきたい路線の一覧表となっております。

まず、路線名1番が上野8号線、まず、起点が尾鷲市上野町671番18地先から、終点が上野町671番13地先までです。

路線番号2番、倉ノ谷20号線が、起点が尾鷲市倉ノ谷町3066番15地先から、倉ノ谷町3067番21地先までです。

三つ目の路線が、倉ノ谷町21号線が、尾鷲市倉ノ谷町3066番22地先から、倉ノ谷町3066番20地先までです。

4番、新田6号線、これは尾鷲市新田町の1425番2地先から、新田町の1424番11地先までです。

路線番号5番、新田7号線につきましては、尾鷲市新田町の1470番地74地先から、新田町の1470番72地先までです。

最後に、6番目が日尻野小原野線で、これは尾鷲市光ヶ丘1589番地5地先から、尾鷲市大字南浦1670番地の6地先までというふうになっております。

それと、資料の22ページから36ページまでが、それぞれ路線の位置図と現況の写真となっております。

それでは、各路線について説明させていただきます。

まず、22、23ページをお願いします。

新規認定路線1番の上野8号線については、延長が83メートルで、最小幅員が5メートル、最大幅員が8.5メートルでございます。本路線については、宅地開発に伴い設置された道路でございます。尾鷲市道路認定基準に適合しております。

次に、24ページ、25ページをお願いします。

新規認定路線の2、倉ノ谷20号線については、延長が82メートル、最小幅員が4.25メートル、最大幅員が5.6メートルでございます。本路線については、市道の調査をした結果、市道の認定基準を満たしているにもかかわらず、市道として認定をしていなかったことが判明したものでございます。

次に、資料26、27ページをお願いします。

新規認定路線3の倉ノ谷21号線についてでございます。延長が28メートル、最小幅員が4.25メートル、最大幅員が5.75メートルでございます。本路線についても、市道を調査した結果、市道の認定基準を満たしているにもかかわらず、

市道として認定をしていなかったことが判明したものでございます。

次に、資料の 28、31 ページをお願いします。

新規認定路線 4 番、新田 6 号線についてでございます。延長が 250 メーター、最小、最大幅員とも 6 メーターでございます。本路線については、宅地開発とともに設置された道路であり、尾鷲市道路認定基準に適合しております。

次に、資料の 32、33 ページをお願いします。

新規認定路線 5 番、新田 7 号線についてでございます。延長が 32.6 メーター、最小、最大幅員とも 4 メーターでございます。本路線についても、宅地開発に伴って設置された道路でございます。市道認定の基準等に適合しております。

最後に、資料の 34 から 36 ページをお願いします。

新規認定路線の 6 番、日尻野小原野線についてでございます。延長が 129 メーターで、うち橋梁が 58 メーター、最小幅員が 5.5 メーターで、最大幅員が 12.6 メーターでございます。日尻野小原野線につきましては、熊野尾鷲道路に係る工事用の道路として整備された道路でございます。光ヶ丘地区と小原野地区をつなぐ道路として、国土交通省より市へ譲与を受ける道路でございます。

以上で新規認定路線の説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

全ての 6 路線が市道認定の基準を満たしておることでございます。

御質疑のある方、御発言を願います。

よろしいですか。

○濱中委員 新田 7 号線、32 ページなんですけれども、こういった形の袋小路になっておるところというのは、今まで認定がなかったような印象があるんですけれども、そうではないですか。ほかのところにも袋のところがあと 1 点かあったんですけれども、市道認定の幅員の規定なんかは、これ 4 メートルになっていますけれども、何メートル以上がそういうふうに認定基準なのか。

○内山建設課長 市道認定基準は、幅員が 4 メーター以上の道路ということでございます。それと、道路法の 3 条に基づく道路に接続しているということ、公道に、それから、原則道路構造令の基準を満たしている道路であることというふうなことが、様々ないろんな条件基準がございます。

○濱中委員 じゃ、袋小路は認定しないというのは、記憶違いということでしょうか。

○内山建設課長 公共施設に接続している場合を除き、袋小路状の道路でないというふうな基準はございます。

○南委員長 よろしいですか。

○村田委員 もう一回説明して。

○内山建設課長 公共施設に接続している場合を除き、袋状の道路でないこととということで、この法律の公共施設とは、道路、公園、その他に整理されるような公共に供する施設ということで、この公共施設というのは道路も含まれますので。

○村田委員 僕も記憶がちょっとおかしいのかなと今思いながら聞いておったんですが、行き止まりですね、その辺に面するところは、市道に確実に認定はできないんだというような僕も認識、古い認識かも分かりませんが、公共施設にということで、道路が通じておれば、袋小路でも行き止まりでもいいんだということなんですか。

以前はそうじゃなくて、ぐるっと迂回をできたり、そういう場合には待避場とかUターンをする場所を設けなければ、道路の構造上、そういうものであるというふうに私は認識しておったんですが、それ違うんでしょうかね。教えてください。

○山中建設課長補佐兼係長 一応本市のほうで定めているものに関しましては、先ほど課長がおっしゃられたように、都市計画法の４条の１４項にある公共施設に接道していることということで、袋小路状の公共施設に接続している場合を除き、袋小路状の道路でないことということですので、先ほど課長が、道路、市道とかに隣接していない場合の単純な袋小路の場合は、市道としては認定は今までもしていないんですけれども、道路、公共施設に面しているものに関しては、これまでも道路として市道として認定をしてきているというふうに考えております。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、議案、市道路線の認定についての審査を終了いたします。

引き続きまして、議案１７号、令和３年度の一般会計補正予算（第１６号）の説明をお願いいたします。議案１７号ですね。

○内山建設課長 それでは、議案第１７号、令和３年度尾鷲市一般会計補正予算（第１６号）の議決についてのうち、建設課に係る予算について御説明させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

通知します。補正予算書の１６、１７ページを御覧ください。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、４目土木費国庫補助金につきましては、補正前の額５,０４８万８,０００円に対しまして、補正額２,９２７万９,０００円を増額し、７,９７６万７,０００円とするものであります。

内訳は、１節道路橋梁費補助金２,９２７万９,０００円を増額で、これは防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策による補正予算により、防災・安全交付金が増額になったためでございます。

補正予算書の１８、１９ページを御覧ください。

１５款県支出金、２項県補助金、５目土木費県補助金につきましては、補正前の額１,６２０万５,０００円に対しまして、補正額１,０１０万７,０００円を減額し、６０９万８,０００円とするものであります。

内容は、１節土木費補助金１,０１０万７,０００円の減額です。これは、地籍調査補助金について、県からの補助金が３９２万７,０００円で確定したために、１,０１０万７,０００円減額となりました。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

通知します。補正予算書の６０、６１ページを御覧ください。

７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費につきましては、補正前の額５,１６６万９,０００円に対しまして、補正額１,３３５万２,０００円を減額し、３,８３１万７,０００円とするものです。財源内訳は、国県支出金が１,０１０万７,０００円の減額、一般財源が３２４万５,０００円の減額です。

内容は、地籍調査事業の１２節委託料１,３３５万２,０００円の減額です。これは、地籍調査事業の県補助金額の額の確定に伴い、地籍調査業務委託料として１,３３５万２,０００円を減額するものであります。

２項道路橋梁費、２目道路維持費につきましては、補正前の額１億１,２２０万円に対しまして、補正額５,０８０万円を増額し、１億６,３００万円とするものです。財源内訳は、国県支出金が２,９２７万９,０００円を増額、地方債が２,１２０万円の増額と一般財源が３２万１,０００円の増額です。

内容につきましては、道路維持費の５,０８０万円の増額です。これは、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策の補正予算により、梶賀第一トンネル修繕工事において、国からの交付金が増額となったために、１２節委託料の１００万と１４節工事請負費４,９８０万円を増額するものでございます。詳細につきましては、岡田係長より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 資料５ページを御覧ください。

曾根町と梶賀町を結ぶ尾鷲市管理の梶賀第一トンネルの位置図となります。延長は３９０メートル、幅員７メートル、有効高５．９メートルのトンネルになります。

尾鷲市管理の橋梁と同様に、道路法に基づき、５年に一度点検を行っており、令和元年度に定期点検を行った結果、健全度は早期措置の３判定で、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態であったため、長寿命化修繕計画を策定した後、補修設計後、令和２年度から補修工事に着手しております。

工事内容は、コンクリート表面の浮き、剥離、遊水による漏水部分を補修し、地山とトンネル構造物の間に隙間が生じている部分があるため、裏込め注入工という工法により、トンネル内部から穴を空けて、発泡ウレタンをポンプ充填し、地山とトンネルを一体化する工事内容であります。

長寿命化修繕計画では、令和４年度を完成としておりますが、工事の進捗状況等を考慮し、国の補正予算を活用するなど、早期に完成し、効果の発現を図りたいと考えております。

説明は以上となります。

○内山建設課長 通知します。補正予算書の６２、６３ページを御覧ください。

３目道路新設改良費につきましては、起債対象事業費の変更に伴う財源更正でございます。

次に、３項河川費、２目砂防費につきましては、補正前の額２，２００万円に対しまして、補正額２１６万円を減額し、１，９８４万とするものです。財源内訳は、地方債１９０万円の減額、一般財源が２６万円の減額です。

内容につきましては、砂防事業の１８節負担金、補助及び交付金２１６万円の減額です。これは、事業主体である県において、現在市内４地区において急傾斜地崩壊対策事業を進めいただいておりますが、事業の進捗が遅れている地区がございます。そのため、事業量の減による事業費が減額したために、本市の負担金も減額となりました。

次に、５項都市計画費、２目街路事業費につきましては、補正前の額５，２３２万４，０００円に対しまして、補正額が１３３万３，０００円を減額し、５，０９９万１，０００円とするものであります。財源内訳は、一般財源１３３万３，０００円の減額です。

内容につきましては、一般街路整備事業の１８節負担金、補助及び交付金の１３３万３，０００円の減額です。これは、事業主体である県において、都市計画道路、

尾鷲港新田線整備事業を進めていただいておりますが、今回の減額につきましては、事業費の精算による本市の負担金が減額となったものでございます。

3 目公園費につきましては、補正前の額 1,512 万 9,000 円に対しまして、補正額 181 万 9,000 円を減額し、1,331 万円とするものであります。財源内訳は、一般財源の 181 万 9,000 円の減額です。

内容につきましては、都市公園事業の減額でございます。内訳は、14 節の工事請負費の 181 万 9,000 円の減額で、これは、工事における設計の精査及び入札差金による減額でございます。

通知します。補正予算書の 7 ページを御覧ください。

第 2 表の繰越明許費補正でございます。

まず、7 款土木費、2 項道路橋梁費、事業名、トンネル長寿命化修繕事業の繰越しにつきましては、防災、減災による補正予算による事業量が増加し、今年度中に事業の完成が見込めなくなったために、早期に事業を完成させる必要があるために、5,080 万円を令和 4 年度に繰り越し、事業の早期完成に向けての効果発現を図りたいと考えております。

次に、3 項河川費、事業名、急傾斜地崩壊対策事業の繰越しにつきましては、事業主体である県において、国から補正予算を確保していただいた結果、今年度中に事業の完成が見込めなくなったために、負担金である 1,244 万円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。なお、事業の実施地区としましては、宮の上地区と坂場地区でございます。詳細につきましては、岡田係長より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 資料 6 ページを御覧ください。

急傾斜地事業に係る尾鷲市負担金が確定した本年度事業費並びに繰越明許費に係る一覧でございます。

上段の表が国の交付金事業であり、下段の表が県単独事業で、それぞれ二つずつの実施箇所を記載しております。

表の左から令和 3 年度当初予算編成時、令和 3 年度最終決定額、年度割となっております。年度割の事業費が三重県事業費、右の負担金は尾鷲市負担金となります。国の交付金事業については 10 % の負担率、県単事業につきましては 20 % の負担率となっております。

今回の補正につきましては、令和 3 年度当初予算といたしまして、交付金事業、県単急傾斜地崩壊対策事業、合わせて 1 億 8,500 万円に対し、本市の負担金と

して2,200万円を計上しておりましたが、国からの交付額が減額し、県単独事業の④梶賀北1地区では、地権者との調整に時間を要したことによる事業量の減となったため減額となりました。

三重県が事業推進のため予算確保を行っていただいた結果、7,000万円交付金が増額となったことにより、1億8,540万円に対し、尾鷲市負担金216万円減の1,984万円と減額するものです。

そのうち、今年度分としまして、年度割令和3年度事業費、青色着色部分の合計6,100万円のうち、尾鷲市負担金は740万円となり、令和4年度への繰越明許費として、ベージュ色の部分で1億2,440万円のうち、尾鷲市負担金1,244万円を令和4年度に繰越明許費として補正を行うものでございます。

工事内容としまして、宮の上地区は、擁壁工75メートルのうち、20メートル分の出来高が今年度負担金分、残り50メートルは来年度となります。坂場4地区は、のり枠工862平米のうち、600平米の出来高が今年度負担金分、残り262平米が来年度となります。九鬼2地区は、10.5メートルの擁壁工を施工し、完成となっております。

続く資料7、8ページは、宮の上地区、坂場4地区の工事箇所をつけさせていただきました。

説明は以上となります。

○内山建設課長　　以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。御承認賜りよう、よろしく御審議お願いします。

○南委員長　　補正予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○小川委員　　資料の6ページなんですけれども、県単工事、梶賀のところですが、急傾斜地、これ中止なんですか、もうやらないということなんですか。

○岡田建設課係長　　土地の所有者が海外にいるということで、中止ということでお聞きしております。

○小川委員　　これって、その下の急傾斜の下に住んでいる住民の方たちの説得というか、話はしていただきましたか。

○岡田建設課係長　　区長さんを通じて周知を図るというふうにお聞きしております。

○小川委員　　いや、まだ本人とか下に住んでいる方は聞いてないみたいで、その苦情というのがまた来ると思うんですけど、議長さんにも骨折っていただいたとい

うのもあって、ちゃんと住民の方にも説明のほうよろしく。

海外だったらもうどうしようもないものですから、その部分ちゃんと住民の皆さんにも説明していただけますか。

○内山建設課長　　今係長のほうから説明あったとおり、地権者の方が海外ということで、なかなか連絡がつかなかったということを聞いております。そういうふうな状況も丁寧に地元の方にも区長さんを通じて県と一緒に説明をさせていただきたいと思っております。

○小川委員　　国の法律で、地権者とか所有者不明とか分からないときは、１０年間に限ってそれをやれるとか、そういう法律があって、そんなのでできるんじゃないかと思うんですけど、それはできないですか、海外に行っている場合は。

○岡田建設課係長　　すみません、海外と言いましても、今海外のどこにいるのかということも全体判別つかないということでお聞きしていますので、そこまでちょっと追いかけてまで地権者に会うということまではようしないということをお聞きしています。

○小川委員　　地権者不明の場合、国の法律が変わってできるということあるじゃないですか。県単の工事なので、市でなんていうこともできないんですけど、県のほうにも、もう一度お願いしてみてください。

○内山建設課長　　委員さんがおっしゃるの、地元の方の安全というのがまず第一と考えるので、このことについては、また県のほうに何かよい方向性が見いだせないのかというようなことも話しさせていただきたいと思います。

○南委員長　　お願いします。

○三鬼議長　　この件なんですけど、これは１０年ぐらいかかって、一部の家屋のところへは、木がかなり伸びたということで、岩肌がして、岩石がその家の戸箱やったかね、そこまでするという危険なところがあって、当時の建設所長にも行っていただいてということがありますもんで、急傾斜事業として全体できなかつても、県のほうには、その辺の危険箇所については対策を最低限講じてもらうというのも含めて、それと今、小川委員言われておりましたように、外国におって連絡が取れない場合の対応というのは、法律の範囲でできるのであれば、再検討もしていただきたいので、その旨県にお伝えしていただいたらなと思うんですけど、いかがですか、その辺は。

○内山建設課長　　議長の言われるとおり、私らもこれで中止ですよと言う前に、地元としての要望として、やっぱり危険な箇所ですので、何とか県のほうでもやっ

ていただきたいという要望のほうも話しさせていただきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 63ページの都市公園事業の減額の、すみません、中身をちょっと教えていただけますか。

○山中建設課長補佐兼係長 工事請負費として、中村山のほうの危険遊具のほうの撤去で、減額として83万8,200円、あと、大曽根のテニスコートの補修工事で98万1,200円、合計1,819万400円の減額とさせていただきました。

これらにつきましては、中村山のほうにつきましては、工事の設計の精査及び入札差金による減額によるもの、大曽根のテニスコートにつきましては、精査の結果、修繕として発注したため、契約金額の分を修繕費としてさせていただいたことから、減額とさせていただいております。

以上です。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、補正予算の審査を終了いたします。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時47分)

(再開 午前10時59分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、議案第12号、令和4年度一般会計の当初予算の説明をお願いいたします。

○内山建設課長 それでは、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算及び予算説明書に基づき、建設課に係る予算について説明させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

通知します。予算書の22、23ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料につきましては、本年度予算額2,166万6,000円で、前年度予算額2,152万4,000円に対しまして、14万2,000円の増額です。

予算書の24、25ページを御覧ください。

主な内容としましては、2節道路橋梁使用料の道路等占用料752万1,000円、河川使用料として河川や移行時期使用料の61万6,000円、5節住宅使用

料の１，３４９万６，０００円につきましては、内訳としまして、現年度分が１，２２１万３，０００円と過年度分が１２８万３，０００円であります。

２項手数料、４目土木手数料につきましては、照明関係等手数料として、本年度予算額１，０００円で、前年度予算額と同額でございます。

予算書の２８、２９ページを御覧ください。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、５目土木費国庫補助金につきましては、本年度予算額４，９５２万９，０００円で、前年度予算額４，９３８万８，０００円に対しまして、１４万１，０００円の増額であります。

内容としては、１節道路橋梁費補助金４，７５１万４，０００円で、これは、道路橋やトンネルなどの長寿命化修繕などに関する防災・安全交付金であります。

２節住宅費補助金２０１万５，０００円で、内容としましては、住宅建築物耐震改修等の事業費補助金であります。

予算書の３０、３１ページを御覧ください。

１５款県支出金、２項県補助金、５目土木費県補助金につきましては、本年度予算額１，２８１万２，０００円で、前年度予算額１，５６５万５，０００円に対しまして、２８４万３，０００円の減額です。内容としましては、１節土木費補助金の１，２８１万２，０００円で、内訳としましては、建築基準法施行事務取扱市町村交付金の２万５，０００円、三重県木造住宅耐震補強補助金１５３万７，０００円、地籍調査補助金１，１２５万円であります。

予算書の３２、３３ページを御覧ください。

３項委託金、３目土木費委託金につきましては、本年度予算額４８６万４，０００円で、前年度予算額と同額でございます。

内容としましては、１節港湾費委託金の４８６万４，０００円で、お内訳としましては、賀田港三木里港港湾統計調査委託金の６万４，０００円と、尾鷲港港湾施設清掃業務委託金１８０万円、尾鷲市海岸清掃業務委託金３００万円です。

予算書の３６、３７ページを御覧ください。

２０款諸収入、５項雑入、１目雑入につきましては、２節総務費雑入のうち、建設課分は、水道管理設に伴う舗装復旧金１０万円とコピー使用料１，０００円でございます。

予算書の３８、３９ページを御覧ください。

６節土木費雑入６万９，０００円につきましては、防犯カメラ等電気代として、公園の防犯カメラの設置事業者から使用料として６万９，０００円を計上しており

ます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

通知します。予算書の１３０、１３１ページを御覧ください。

４款衛生費、４項下水道費、１目下水道整備費につきましては、本年度予算額２３５万円で、前年度予算額３５９万４,０００円に対しまして、１２４万４,０００円の減額でございます。財源内訳は、その他特定財源１３０万円と一般財源が１０５万円であります。

内容は、下水道整備事業の２３５万円で、内訳としまして、１０節需用費１３５万円で、これは市内各所の下水路の修繕料でございます。

１１節の役務費１００万円で、これは市内下水路の土砂撤去や除草作業に係る手数料でございます。

通知します。予算書の１５８、１５９ページを御覧ください。

７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費につきましては、本年度予算額４,６６６万２,０００円で、前年度予算額５,０８５万２,０００円に対しまして、４１９万円の減額です。財源内訳は、国県支出金が１,１２５万円、その他特定財源２,０００円、一般財源が３,５４１万円です。

予算書の１６０、１６１ページを御覧ください。

内容は、土木総務一般事務費の３９２万６,０００円です。

内訳としましては、１節報酬２万７,０００円で、尾鷲港濁水問題協議会の学識経験者の委員報酬費です。

８節旅費３６万６,０００円で、普通旅費などがございます。

１０節需用費７６万２,０００円で、消耗品費と建設が管理しております公用車の燃料費及び車検に伴う修繕料であります。

１１節の役務費３３万６,０００円で、主なものとしましては、登記手数料の２０万円でございます。

２節委託料の２０万円は、境界確定に係る測量・設計業務委託料でございます。

１３節の使用料及び賃借料１０９万３,０００円です。これは、複合機の使用料の２４万８,０００円と土木積算システム借上料の８４万５,０００円であります。

１８節の負担金、補助及び交付金１１３万５,０００円で、主なものとしましては、紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会の会費の２８万円と三重県社会基盤整備協会会費の６５万５,０００円などがございます。

２６節公課費７,０００円で、建設課公用車の自動車重量税でございます。

次に、地籍調査事業の１，５０４万７，０００円について説明させていただきます。

内訳としましては、８節の旅費１５万円で、これは連絡調整会議や研修などへの参加のための旅費でございます。

１０節需用費３万円は、事務の消耗品です。

１１節役務費２万円は、関係地権者への通信運搬費でございます。

１２節委託料１，４８０万円は、地籍を調査する委託料でございます。

予算書の１６２、１６３ページを御覧ください。

１８節の負担金、補助及び交付金４万７，０００円は、関係する協議会などへの負担金でございます。詳細につきましては、山中補佐より説明させていただきます。

○山中建設課長補佐兼係長 主要施策の予算概要７２ページを御覧ください。通知させていただきます。

予算科目といたしましては、７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費のうち、地籍調査事業でございます。

本事業の目的としましては、境界等地籍の明確化を行うことにより、境界のトラブルの防止、土地取引の円滑化や県事業との連携など、公共事業推進の円滑化を図ることを目的として事業を実施しております。

事業の内容といたしましては、旅費１５万円、事務消耗品費３万円、通信運搬費２万円、地籍調査業務委託料１，４８０万円、負担金４万７，０００円の交付税１，５０４万７，０００円。

財源内訳といたしまして、県支出金１，１２５万円と一般財源３７９万７，０００円で、県支出金１，１２５万円は地籍調査補助金。

令和４年度の調査業務の詳細につきましては、資料の１０ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

○南委員長 お願いします。

○山中建設課長補佐兼係長 令和４年度に事業を実施する予定の天満地区の位置図でございます。

天満地区につきましては、立会人の箇所の範囲内において、地籍測定、地籍簿案の作成を行うとともに、閲覧訂正作業を実施する予定でございます。

次ページを御覧ください。

曾根①地区、曾根②地区の位置図でございます。曾根地区につきましても、地籍測定、地籍簿案の作成を行うとともに、閲覧訂正作業を進める予定です。

地籍調査事業に関しましての説明は以上でございます。

○内山建設課長 通知します。予算書の１６２、１６３ページを御覧ください。

２項道路橋梁費、１目道路橋梁総務費につきましては、本年度予算額２，４５１万円で、前年度予算額１，８９２万８，０００円に対しまして、５５８万２，０００円の増額です。財源内訳は、その他特定財源７５２万１，０００円、一般財源が１，６９８万９，０００円であります。

内容は、道路橋梁管理費８５８万３，０００円であります。内訳としましては、１０節の需用費７０万円で、これは、街路灯やトンネル照明等に係る光熱水費６５万円と地下道防犯システムに係る修繕料５万円でございます。

１２節委託料７６４万５，０００円につきましては、道路法の規定に基づく道路台帳更新業務委託料でございます。今年度からデジタル化に向けて道路台帳の整備を行っていきたいと考えております。

１３節使用料及び賃借料２３万８，０００円は、国道４２号横断地下道防犯カメラの回線の使用料でございます。

２目道路維持費につきましては、本年度予算額１億１，４６５万円で、前年度予算額１億１，２２０万円に対しまして、２４５万円の増額です。財源内訳は、国県支出金が４，７５１万４，０００円、地方債が２，７３０万円、その他特定財源が１，０１０万円と一般財源が２，９７３万６，０００円であります。

内容は、道路維持費の１億１，４６５万円であります。内訳としましては、１０節の需用費１，０１５万円で、消耗品費と市内各所の舗装などの道路の修繕料でございます。

１１節役務費５００万円は、道路除草、道路清掃作業の手数料でございます。

１２節委託料３，２５０万円は、橋梁９４橋の点検業務委託料１，５８０万円と橋梁２橋の修繕設計業務委託料などの１，６７０万円であります。

１４節の工事請負費６，７００万円は、泉地区や三木浦地区などの市内各所の舗装工事１，８００万円と梶賀第一トンネルの修繕工事４，９００万円であります。詳細につきましては、岡田係長より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 それでは、道路維持費につきまして説明いたします。

予算科目といたしましては、７款土木費、２項道路橋梁費、２目道路維持費でございます。

事業の概要及び予算に関しましては、主要施策の予算概要７３ページ及び資料により説明いたします。

事業名、道路維持事業、事業目的としましては、老朽化している道路橋の維持管

理を行うとともに、道路の局所的な修繕や舗装の改良、清掃・除草作業を実施し、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とします。

主な事業内容としましては、需用費１，０１５万円として市内各所道路修繕になります。役務費５００万円の内訳は、道路除草、道路清掃作業等が５００万円になります。委託料３，２５０万円の内訳としまして、橋梁法定点検１，５８０万円、ＪＲをまたぐ跨線橋２橋の設計業務委託１，５００万円、梶賀第一トンネル修繕積算業務委託料１７０万円でございます。

工事請負費６，７００万円の内訳は、市内各所舗装工事１，８００万円、泉町、三木里町ほかの舗装工事を予定しております。梶賀第一トンネルの修繕工事として４，９００万円を予定しております。

合計の事業費としましては１億１，４６５万円となり、その他財源内訳としましては、国庫支出金として防災・安全交付金４，７５１万４，０００円、その他特定財源として３，７４０万円の内訳として、ふるさと応援基金繰入金１，０００万円、水道管理設に伴う舗装復旧金１０万円、橋梁整備事業債６２０万円、梶賀第一トンネル修繕事業債２，１１０万円、一般財源が２，９７３万６，０００円となっております。

資料の１２ページを御覧ください。

尾鷲市管理橋、橋長１５メートル未満、９４橋の点検を予定しております。

次のページを御覧ください。

ＪＲ跨線橋２橋の設計業務委託を予定しております。位置図と写真となります。

次のページをお願いします。

梶賀第一トンネル補修工事になります。施工延長９０メートルを予定しております。

説明は以上となります。

○内山建設課長　通知します。予算書の１６２、１６３ページを御覧ください。

続きまして、３目道路新設改良費について説明させていただきます。

本年度予算額６，０００万円で、前年度予算額４，３００万円に対しまして、１，７００万円の増額です。財源内訳は、地方債が３，２５０万円、その他特定財源が１，０００万円、一般財源が１，７５０万円であります。

内容は、市道改良事業の６，０００万円で、内訳としましては、１０節の需用費１，５００万円、これは市内各所の側溝などの道路修繕料です。

予算書の１６４、１６５ページを御覧ください。

14節工事請負費4,500万円につきましては、日尻野下中川線道路改良工事ほか、市内各所の道路の改良工事費でございます。詳細につきましては、岡田係長より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 それでは、道路新設改良費につきまして説明いたします。

予算科目といたしましては、7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費でございます。

事業の概要及び予算に関しましては、主要施策の予算概要の74ページを御覧ください。

事業名、市道改良事業、事業の目的としましては、建設課にて管理する道路施設について、道路パトロールや住民からの要望に基づき市道の機能改善及び改良工事を適切に推進し、安全安心な市民の利用を図ることを目的とします。

主な事業内容としましては、各地区自治会より要望のあった箇所道路改良工事を行う事業となります。

まず、需用費としましては、修繕料1,500万円、工事請負費としまして、市内各所道路改良工事4,500万円、内容は、日尻野下中川線道路改良工事、何枚田1号線道路改良工事ほかとなります。

財源内訳は、一般財源1,750万円、その他特定財源4,250万円です。

なお、その他特定財源の内訳としましては、ふるさと応援基金繰入金1,000万円、道路改良事業債3,250万円となります。

説明は以上となります。

○内山建設課長 通知します。予算書の164、165ページを御覧ください。

3項河川費、1目河川総務費につきましては、本年度予算額3,867万円で、前年度予算額1,023万円に対しまして、2,844万円の増額です。財源内訳は、地方債が3,090万円、その他特定財源が61万6,000円、一般財源が715万4,000円です。内容は、河川改良事業の3,867万円です。

内訳としましては、10節の需用費270万円で、これは、市内各所の河川施設の修繕料でございます。

11節役務費300万円で、河川の土砂撤去に係る手数料や除草作業に係る手数料でございます。

14節工事請負費3,294万円につきましては、昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的にしゅんせつ事業に取り組み、危険箇所を解消できるように創設されました緊急浚渫推進事業債を今年度から活用しまして、

賀田町の鈴河川や三木里町の浜の川などの土砂の撤去を行う工事でございます。

18節の負担金、補助及び交付金は、全国海岸協会会費の負担金の3万円でございます。

続きまして、2目砂防費につきましては、本年度予算額1,600万円で、前年度予算額2,200万円に対しまして、600万円の減額です。財源内訳は、地方債1,500万円と一般財源が100万円でございます。

内容は、砂防事業で、内訳としましては、18節の負担金、補助及び交付金の1,600万円で、これは、宮ノ上や坂場地区で県が実施していただいております急傾斜地崩壊対策事業に関する地元負担金でございます。詳細につきましては、岡田係長より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 それでは、河川改良事業につきまして説明いたします。

予算科目といたしましては、7款土木費、3項河川費、1目河川総務費でございます。

事業の概要及び予算に関しましては、主要施策の予算概要75ページを御覧ください。

事業名、河川改良事業、事業の目的としましては、建設課にて管理する普通河川などについて、河川の維持管理及び改修工事を含めた河川施設の機能改善などを適切に推進し、浸水被害の解消を図ることを目的とします。

需用費として、修繕料270万円、役務費として除草清掃作業300万円、工事請負費として3,294万円、内容としましては、川上川ほか改修工事、北浦谷川改修工事及び岡の川、鈴河川、浜の川の維持補修工事となります。負担金、全国海岸協会会費として3万円となります。

財源内訳は、一般財源715万4,000円、その他特定財源として3,151万6,000円、なお、その他特定財源の内訳としまして、河川等占用料61万6,000円、河川改良事業債3,090万円となります。

資料の15ページから16ページを御覧ください。

河川維持補修工事を行う位置図をつけさせていただいております。

続きまして、先ほど建設課長から説明がありました2目砂防費、18節負担金、補助及び交付金1,600万円につきましては、宮ノ上や坂場地区で県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に関する地元負担金でございます。

資料の17ページから19ページを御覧ください。

急傾斜地崩壊対策事業を行う位置図をつけさせていただいております。

説明は以上となります。

○内山建設課長 通知します。予算書の１６４、１６５ページを御覧ください。

４項港湾費、１目港湾管理費につきましては、本年度予算額１,２１２万６,０００円で、前年度予算額１,２１０万５,０００円に対しまして、２万１,０００円の増額です。財源内訳は、国県支出金４８６万４,０００円とその他特定財源６万６,０００円、一般財源が７１９万６,０００円です。内容は、港湾管理一般事務費３２万２,０００円です。

内訳につきましては、１０節需用費２０万５,０００円で、港湾施設の修繕料などであります。

１１節役務費９,０００円で、これは通信運搬費などです。

１８節負担金、補助及び交付金１０万８,０００円は、港湾都市協議会分担金と尾鷲港運営協議会の会費でございます。

次に、港湾整備維持補修費１,１８０万４,０００円について御説明させていただきます。

内訳としましては、１０節の需用費１９８万５,０００円で、主なものとしましては、光熱水費の１６４万４,０００円です。これは、港湾施設の電気料と水道料金でございます。

１１節役務費３０３万円は、各港湾６軒の公衆トイレの浄化槽保守点検手数料と法定点検手数料でございます。

予算書の１６６、１６７ページを御覧ください。

１２節委託料６１８万９,０００円につきましては、主なものとしましては、尾鷲港港湾施設清掃業務委託料の１８０万円と尾鷲市海岸清掃業務委託料３００万円などでございます。

１８節の負担金、補助及び交付金６０万円は、尾鷲港湾海岸施設の維持補修費の負担金でございます。

５項都市計画費、１目都市計画総務費につきましては、本年度予算額１,６４８万円で、前年度予算額７１８万５,０００円に対しまして、９２９万５,０００円の増額です。財源内訳は、その他特定財源が３５万６,０００円、一般財源が１,６１２万４,０００円です。

内容は、都市計画一般事務費の２３６万２,０００円でございます。

内容としましては、１節の報酬１９万８,０００円で、これは都市計画審議会委員報酬です。

8 節旅費 7 万 6,000 円は、普通旅費と都市計画審議会委員への旅費、費用弁償でございます。

10 節の需用費 40 万 2,000 円は、消耗品費と都市計画道路の花代や肥料代でございます。

11 節役務費 8,000 円は、通信運搬費です。

12 節の委託料 165 万円は、尾鷲市都市計画図の更新及び市内GISにおける、利用できるようにデジタル化にする業務委託料でございます。

18 節の負担金、補助及び交付金 2 万 8,000 円は、都市計画協会への負担金でございます。

予算書の 168、169 ページを御覧ください。

次に、2 目街路事業費につきましては、本年度予算額 6,116 万 5,000 円で、前年度予算額 5,230 万 3,000 円に対しまして、886 万 2,000 円の増額です。財源内訳は、地方債が 5,060 万円と一般財源が 1,056 万 5,000 円です。

内容は、一般街路整備事業 5,549 万 3,000 円です。

内訳につきましては、まず、10 節需用費が 402 万 6,000 円で、主なものとしまして、修繕料の 400 万円でございます。これは、街路灯などの街路施設の修繕料でございます。

11 節役務費 80 万円で、これは、都市計画道路の樹木の剪定に係る手数料などでございます。

14 節工事請負費 1,400 万円につきましては、尾鷲港新田線の舗装改良工事費でございます。

18 節の負担金、補助及び交付金 3,666 万 7,000 円につきましては、尾鷲港新田線整備に係る地元負担金でございます。負担金の内容につきましては、新墓地造成事業の実施に伴う公共補償費でございます。詳細につきましては、岡田係長より説明させていただきます。

○岡田建設課係長 それでは、一般街路整備事業につきまして説明いたします。

予算科目といたしましては、7 款土木費、5 項都市計画費、2 目街路事業費のうち、一般街路整備事業でございます。

事業の概要及び予算に関しましては、主要施策の予算概要 76 ページを御覧ください。

事業名、一般街路整備事業、事業目的としましては、本市の都市計画道路におい

て、補修が必要な箇所の修繕対応など維持管理を行い、事業認可を受けたことによる尾鷲港新田線の舗装改良工事を長期計画的に推進することにより、安心安全な市民の利用を図るとともに、県事業として推進される尾鷲港新田線整備事業への連携及び協力を行い、早期完成することを目的とします。

主な事業内容としましては、需用費４０２万６，０００円の内訳は、修繕費４００万円、消耗品費２万６，０００円になります。役務費、都市計画道路草刈り作業手数料として８０万円、工事請負費、尾鷲港新田線舗装改良工事として１，４００万円、負担金、補助及び交付金３，６６６万７，０００円の内訳は、三重県事業にて進めております尾鷲港新田線街路事業費地元負担金でございます。

合計の事業費は、５，５４９万３，０００円であります。財源内訳としましては、その他特定財源が５，０６０万円、一般財源が４８９万３，０００円となります。その他特定財源の内訳としましては、全額街路整備事業債となります。

資料の２０ページを御覧ください。

赤丸部分が今回舗装改良工事を行う箇所となります。国道４２号線交差点から光ヶ丘に向かう箇所の車道、歩道の舗装打ち替え工事を予定しております。

説明は以上となります。

○内山建設課長 通知します。予算書の１６８、１６９ページを御覧ください。

３目公園費につきましては、本年度予算額１，０６１万１，０００円で、前年度予算額１，５１２万９，０００円に対しまして、４５１万８，０００円の減額です。財源内訳は、国県支出金として３９９万７，０００円、その他特定財源が３２４万円、一般財源が３３７万４，０００円です。

内容は、都市公園事業１，０６１万１，０００円で、内訳としましては、１０節の需用費１３２万９，０００円で、主なものとしましては、光熱水費の３０万円と都市公園などの施設修繕料１００万円などでございます。

１１節役務費１４４万９，０００円で、主なものとしましては、公園のトイレの浄化槽保守点検手数料４８万９，０００円と都市公園などの樹木剪定・除草作業手数料４３万４，０００円などでございます。

１２節委託料７８０万１，０００円につきましては、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した中村山公園や矢の浜公園などの立木伐採業務委託料３９９万７，０００円と中村山公園ほか管理委託料の２４２万７，０００円などであります。

１５節の原材料費は、大園公園テニスコートの砂代３万２，０００円を計上しております。

予算書の１７０、１７１ページを御覧ください。

次に、６項住宅費、１目住宅管理費につきましては、本年度予算額２,８３７万３,０００円で、前年度予算額２,７５１万６,０００円に対しまして、８５万７,０００円の増額です。財源内訳は、国県支出金３５７万７,０００円、その他特定財源が９２７万５,０００円、一般財源が１,５５２万１,０００円です。

内容は、住宅管理一般事務費５２０万１,０００円です。

内訳としましては、８節の旅費１４万２,０００円で、各種講習に係る普通旅費です。

１０節需用費９万９,０００円で、事務消耗品費でございます。

１２節委託料１６１万６,０００円につきましては、住宅・建築物耐震診断業務委託料でございます。

１３節の使用料及び賃借料５万５,０００円は、ソフトウェアの使用料でございます。

１８節の負担金、補助及び交付金３２８万９,０００円につきましては、木造住宅耐震補強等に係る補助金などがございます。詳細につきましては、上村主幹より説明させていただきます。

○上村建設課主幹兼係長 住宅管理一般事務費のうち、１２節委託料及び１８節負担金、補助及び交付金の詳細につきまして御説明いたします。

通知します。主要施策の予算概要７７ページを御覧ください。

事業の目的としまして、地震防災対策の充実を図るため、昭和５６年以前に建築された木造住宅について住宅の耐震化を促進することで、地震による被害の軽減を図るものであります。

事業内容としましては、１２節委託料、住宅・建築物耐震診断業務委託料３０件分として１６１万６,０００円、また、１８節負担金、補助及び交付金として、木造住宅耐震補強等補助金、補強、除却ともにそれぞれ２件分として３１７万４,０００円となっております。

財源内訳は、国庫支出金２０１万５,０００円、県支出金１５３万７,０００円、一般財源が１２３万８,０００円となっております。

説明は以上です。

○内山建設課長 通知します。予算書の１７０、１７１ページを御覧ください。

次に、公営住宅維持補修費４２９万５,０００円につきましては、内訳としましては、１０節の需用費３７６万４,０００円で、主なものとしましては、市営住宅

の修繕料 370 万円などがございます。

11 節役務費が 53 万 1,000 円で、主なものとしましては、通信運搬費の 10 万 6,000 円と貯水槽の法定点検及び清掃手数料が 7 万 1,000 円、市営住宅の除草作業手数料 25 万 2,000 円などがございます。

通知します。続きまして、予算書の 208、209 ページを御覧ください。

10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目現年発生公共土木施設災害復旧費につきましては、本年度予算額 100 万円で、前年度予算額と同額でございます。財源内訳は、全て一般財源で、内容は、公共土木施設復旧費で、工事請負費でございます。

以上で、令和 4 年度の当初予算に係る説明を終わらせていただきます。御承認賜りますよう、御審議よろしくいただきます。

○南委員長 ありがとうございました。

当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○村田委員 予算書の 163 ページの地籍調査の業務委託料 1,480 万ですが、地籍調査について、三重県では全国でワースト 2 位という進捗状況なんですね。それで、三重県も進んでいないんですけれども、尾鷲市の地籍調査の進捗率はどのぐらい行っているんですか。

時間かかるんだったら、後でも構わんけどな、別に。

○内山建設課長 すみません、資料が今ちょっと手元にございませんで、後ほど改めて御説明させていただいてよろしいですか。申し訳ありません。

○村田委員 これ、やっぱり南海トラフ等の大地震の際に、地籍調査が防災面とか、それから、市の整備について非常に必要不可欠なんですね。そういう意味では、尾鷲市ももう早急にやらなければいけない、急ぐことが義務なんですね。

ですから、この辺を言われておるけれども、依然として、計画的に進んではおるんでしょうけれども、計画を立て、もう少し遅いような気がするんですが、この辺のところの県との調整というのはどうなっているんですか。

○内山建設課長 委員さん言われるとおり、なかなか進捗が進んでいかない状況もございます。

ただ、私らとしても、予算の要求の活動というふうなのは頻繁にしております、通常、私ら、予算要求額に対して、まず、5 割から 3 割というふうな程度での補助金しかついてきていないというのが現状なんですけれども、そういうふうなことで、

なかなか難しい事業であるにもかかわらず、補助金のほうもなかなかついてこないというふうなのがございまして、今後におきましても、補助金のほうもつけていただけるように、県のほうにも働きかけていきたいと思っております。

○村田委員　補助金というのは、県がつけてくれないということなんですか。

○内山建設課長　国からの配分で三重県に配分をしまして、三重県から各市町のほうへの割当てというふうになっておると思います。

○村田委員　であるならば、県を通して国のほうにどんどんどんどん仕掛けていかないと、もうこの南海トラフをはじめとする東南海地震なんかは、いつ起きるか分からないと言われておるんですね。

そういう中で、やっぱりそういう必要性もあるということは国も認めておりますので、その辺を盾に取ってというか、理由につけて、さらにこの地域で地籍調査を進めていただくということを強力に申し入れていかないと、前回、県議会のほうでも、この問題については、県会議員が質問されておったようでありましてけれども、やっぱり県としてももっと力を入れてもらわなきゃ困るんですね。じゃないと、開発も進んでいきませんし、やっぱり何ととっても防災ですよ。

その辺のところを市としても県とさらにお話をさせていただきたいと思いますのと同時に、それから、最近では、公共事業で用地測量等やりますよね。それも地籍調査の実績としてみなして加えていくというようなやり方で進めていっているところもあるんですね。

その辺の検討をしなければいけないんでしょうけれども、その辺も十分検討して、工事の用地測量なんかは県もしていますから、市もやるんでしょうけれども、それを利用して、地籍調査として一つとしてみなしていくということが必要なのかと思いますので、特にこの地籍調査を早く進めるように、強力にひとつお進めいただきたいなと思いますけれども、どうでしょうかね。

○内山建設課長　委員さん言われるとおり、この地籍調査は、防災の面からでも必要不可欠であることを私らも認識しております。

県のほうにおいても、そういうふうな公共の測量等が地籍調査等で活用できるのであれば、県のほうにもいろんな情報もいただきながら、共有もしながら今後進めていきたいと思っております。

○村田委員　特に負担金とかということについては、80%がやっぱり交付税ですか、特別交付税で賄っていただけるということで、地方の負担というのは、大体5%前後になっていくんじゃないかなというような中で、負担金も少ないことです

から、国が負担して、県が負担して、市町村の分は大体4分の1、3分の1というんか、2分の1というんか……。

（「4分の1」と呼ぶ者あり）

○村田委員 4分の3ですね、4分の1になるんですけれども、その80%がまた特別交付金で返ってくるということで、予算的には、何も尾鷲市の財政を苦しめるものじゃないんですから、こういったものについては、国県がやって負担をしてくれるものについては、積極的にやっぱり尾鷲市として挑んでいただきたいなという気持ちはありますので、ぜひ、市長さん答えてくれるんですか。違うんですか。

○加藤市長 おっしゃるとおり、この前、補正の中で地籍調査の分で、要するに要求額より3分の1ぐらいしか出てなかったというようなことは非常に遅れていると、遅れているのは何でなのかというような話なんですね。国からのその交付金が非常に少なかった、これが原因なんですね。

おっしゃるとおり、地籍調査をやるためには、基本的にはやっぱり防災、これ一番重要な話ですので、それで、委員がおっしゃっていますように、用地買収時等々にいろんな地域調査を活用した法とか、そういった交付金の対象になるようないろんな方法があります。

これもやっぱり、僕も攻めていかなきゃならないと思っているんですよ。ですから、この前も過疎債のときもそうだったように、県のほうにはどんどんどんどん申入れをしながら、少しでも地籍調査が進むような形で、一方、委員がおっしゃっていましたように、これ、大きな問題として県の議会で、県としてもどういう方向でいくのかということもはっきりお示ししておりますので、我々はそれに沿った形で攻めていきたいと思いますので、確かにこれ、交付金云々についてはトップセールスだと思っていますので、私自身も頑張っていきたいと思っております。

○内山建設課長 すみません、委員さん、先ほどの進捗率のほうを説明させていただきたいと思います。

まず、尾鷲市全体での地籍調査の実績としましては、1,560平方キロメートル分の3.2平方キロメートルということで、約2%。

（「進捗率」と呼ぶ者あり）

○内山建設課長 はい。ただ、これは事業10か年計画でございまして、10か年の計画で進めております。事業の進捗としましては、63%でございます。

（「10か年で」と呼ぶ者あり）

○内山建設課長 はい。

○小川委員　　予算書の１６９ページ、椿公園のところの委託料６２万１，０００円
ついているんですけれども、椿公園、世界の椿、たくさんのツバキをやっています
けど、年々花が咲かなくなってきましたよね。原因は、ヒノキが大きくなってき
て、日も当たらないというのもあると思うんですけど、あのヒノキ、何とかならな
いもんなんですか。

○内山建設課長　　委員さん御存じのとおり、新聞等にも載ったと思うんですけれ
ども、今回樹木医さんのほうに現場のほうに調査に行ってくださいました、私らと
一緒に。

それで、間伐ができるヒノキは間伐、間伐ができない部分については、枝打ちと
いうふうな方向で、今後事業のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○小川委員　　それと、遊歩道ありますよね。あそこ、コケがすごくて、観光客が
来ても危険じゃないかと思うんですけど、滑りますよね。あそこ、それも何とかし
たほうがいいんじゃないですか、事故が起きる前に。

○内山建設課長　　擬木のほうで遊歩道、施工されていると思うんですよね。それ
で、何十年かたってきた中で、委員さん言われるとおり、コケ等も生えてきて、角
が滑りやすいというふうな、滑ってけがするという可能性もございますので、管理
者のほうとしては、いろいろ現場等の調査も含めながら、直すところは、こけない
うな対策のほうも取っていききたいと思います。

○小川委員　　それと、その近くにある眺望のいいあずまやというのは、建設課の
管理ですか。

○内山建設課長　　そのとおりです。

○小川委員　　木、切ってもらって、すごく眺望がいいので、もうちょっと、知ら
ない人も多んじゃないですかと思うんですけど、アピールしてみたらどうですか、
眺望がいいということを。すごくきれいですね、あそこから。アピールが足りない
ように思うんですけど、いかがですか。

○内山建設課長　　そうですね、公園内へ上がっていただいて、あずまやが分かる
ような、望遠鏡があるような、そういうふうな部分がございますので、委員さん言
われるとおり、そちらへのアクセスできるような看板等も今後考えていきたくと思
います。

○南委員長　　他にございませんか。

○中村委員　　今さっきの村田委員の続きなんですけれども、今これ予算上げてい
ただいているのは、県道に附属した、天満とか曽根とかというのは、そういう事業

ですか。168ページの地籍調査の予算についてなんですけれども。

○山中建設課長補佐兼係長 現在調査を行っているのは、県の事業に絡んで地籍調査によって所有者を判明させようということで、委員さん今おっしゃられたとおりの事業によって推進をさせていただいております。

○内山建設課長 補足をします。

県の事業というか、県が県道のほうの拡幅、いろんな事業等をしていただく中で、やはり公共施設ということで、防災的な面にも皆さんが使われる道路ということで、そういうふうな面から、私らのほうも県と連携を図りながら進めている事業でございます。

○中村委員 これ、今の折橋墓地のところの県道ができるのに附属して、旧町内のあの一帯の地籍調査はいつ行われる予定ですか。

○内山建設課長 地籍調査事業の今後の計画につきましては、現在実施しております天満地区を令和6年度までに完成させる計画でございます。その次に、曾根地区を令和7年度までに完成させて、併せてなんですけれども、港地区を令和5年度から9年度の間で、朝日町地区を令和6年から10年の間で、林町地区を令和8年から12年の間で、瀬木山地区を令和11年から14年度の間で順次実施していくというふうな計画を立てております。

○中村委員 そのときの予算ってどれぐらいを今予定しておられますか。

○南委員長 答えられる範囲で。

○内山建設課長 今後の来年度の予算は計上させていただいておりますけれども、それ以降の予算については、まだ予算組みしておりませんので、すみません。

○山中建設課長補佐兼係長 そこに土地を持っている方の筆数とかにもよって大きく予算が変わってくる場合がございますので、予算を計上する前にきちっとその辺りの筆数も調べた上で、予算計上のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○中村委員 これ、予算計上しても、3割から5割しか下りてきいへんという話をされていたので、できたら、それを見越した予算を計上していただいけへんかなと思うんですよ。これ1億計上しても、実質、尾鷲市の実質負担って最終500万ぐらいになってくるんじゃないですか。

そやから、今これ、今の予算計上額よりこの5倍出しておいても、下げられたらちょうどこれぐらいじゃないんかなと思うんですけれども、それぐらいの速度でしていかな、きっとこれ、すごい2%の地積率しか進捗してないと言うんやったら、

本当にこれ間に合うのかなというところがあるので、そこらも、国がお金くれへんのだったら、見越した分でやっていっていただけたらいいかと思うんですけど、市長いかがですか。

○加藤市長　その辺のところは、どんどんどんどんやっぱり要求額を増やして、その分の、率が一緒だったらいいんですけどね、何%返ってくるというような、ちょっとその辺ところは十分分かりませんが、確かにおっしゃるように、さっき課長のほうから説明しましたように、地籍調査率というのは非常に低いです。

ですから、これを何とか上げていかなきゃなんない。そのためには、さっき言ったような計画の下に、令和10年、11年ぐらいまでの計画をあれしっていて、それで、その率が大体63%ぐらいというような現状の報告をさせていただいたんですけども、やはり地籍調査率、あれが2%というのは確かに低いし、これの調査の済んだやつが63%、予算63%ですから、この辺の状況も踏まえて、やはり我々の予算というのは100%行かなきゃなんないと、そういうことも含めて、県と十分交渉しながらやっていきたいと、それしかないと思っているんですよ。

さっき委員言ったように、例えば率が同じで、だから、1,500万なら1,500万、例えば2,000万の分で500万ぐらいしかなかったら、率としては25%というような。これを1億になって、25%が2,500万で大体チャラぐらいになるということですけど、それはちょっと無理だと思いますよ。

しかし、その辺のところは十分予算を要求できるような形で、県のほうの、たしかこれ地域連携部、ここが窓口になっていると思いますので、その辺の要望はきちんとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中村委員　それでは、167ページの都市計画、図面の更新データ委託業務というのが165万円かな、上がっているんですけども、都市計画設計図の図面というのは、何の図面ですか。

○岡田建設課係長　現在、会計課にて販売されている尾鷲市都市計画図があるんですが、平成22年10月に調整してから、ずっともう10年以上経過しているということで、高速道路ができたということと、あと、ちょうどもう一度再調整するのに今の時期が一番いいということで、プラス、あと、販売の都市計画図を500枚プラスして予算計上させてもらっています。

続いて、それを基に電子データ化したものを職員が持っているパソコンの中で、GIS上で職員の皆さんのパソコンの中で画面で都市計画図が見えるようにする内容を上げさせてもらっています。

○中村委員　　都市計画の設計図面があるんですか。今さっきないっておっしゃっていたのは、あれは何がなかったんですか。

○岡田建設課係長　販売用の都市計画図になります。よく外部の方が市役所に都市計画図を販売してほしいということで、大体500円ぐらいから販売している、その調整、最新としてます。

○内山建設課長　　この都市計画図と、街路の位置がないないし、尾鷲港新田線、日尻野線というふうなのが入っている平面図です。

○中村委員　　普通、都市計画って、幅員、道の幅とかは将来どんだけにするとかという、その設計図書じゃなくて、現状の今の市街地図があるという認識ですか。

○内山建設課長　　そうです。それに、都市計画の計画道路認可、認定を受けている道路、部分の記載の平面図となっております。

○中村委員　　分かりました。ありがとうございました。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員　　すみません。尾鷲市って都市計画税取っていますよね。それで、都市計画税を取るということは、都市計画の考え方に基づいて、それこそ適正な幅員とかを、都市計画をつくっていくための税金を取っていると思うんですけども、そういう作業が過去されたことがないってということですか、すみません。

○岡田建設課係長　都市計画図というのがあるんですが、その新しく改定するということです。

○中村委員　　いや、それをお聞きしているんじゃないくて、都市計画税、税金を市民から納めてもらうということは、将来このまちをどういうふうにしてつくっていく、例えば狭い道を広げていって、消防自動車が入っていくみたいな都市計画の設計図というのを作って、それを基にして、その理想に従っていくための都市計画税じゃないんですか。都市計画税をどういう理由で徴収されているのかちょっとお聞きしたいんですけども。

○内山建設課長　　都市計画税は、まず目的税でございます。負担いただいている納税者の皆様には、より有効的な都市計画事業に活用できるように今も努めているところでございます。

都市計画事業の検討につきましては、都市計画税を有効かつ適切に活用できる観点からも、庁内各課ともに幅広い検討を行いながら、適正な可能性を探っているのが現状でございます。

○中村委員 都市計画税って、三木里とかは取られていますか。

○南委員長 取ってない。

○内山建設課長 都市計画税は入ってないと思います。

○中村委員 都市計画税は、要するにこの旧町内というのか、この……。

○南委員長 中村委員さん、所管の違う税のほうの問題へ入っていますので、この予算に基づいての審査をお願いいたします。

○中村委員 税ですか、ごめんなさい。

これに、どこに、じゃ、そこに入れてほしなと思って。

ここに、地籍調査と同じように、計画をするための予算を入れただけへんかなって思っているんですよ、予算計上として、ないんですか。

○南委員長 尾鷲市の都市計画については、当時の２代市長やった岩城さんが策定されて、その大きな路線に基づいて、今回の変更を加えながら、都市計画審議会をかけて今日まで至っておりますので、計画としたら、当初につくった大きな計画が都市計画の基だと私は認識をしております。その都度変更をかけて、市内のそのときの状況によって変更しておるのが現状ですので、もう都市計画はできております。

○中村委員 あるという認識でいいんですか。

○南委員長 あります。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○内山副委員長 主要施策の予算概要 73 ページに……。

○南委員長 ちょっと待って。73、ちょっと出してくれる、主要施策の73ページ。

○内山副委員長 真ん中、事業の内容に道路除草という項目、役務費の中に道路除草・清掃作業など手数料とあるんですけども、その中で、市有地と言ったらおかしいんですけども、市有地の中での雑草、伸びてくる、そういう除草ということですよ。例えば矢の浜公園のところの草とか、そういうのは関係ないですか。例えば町なかにすごく雑草が生えてきたとか、そういうような道路除草という。

○内山建設課長 まず、道路維持事業という項目、7款の2項2目の事業につきましては、道路の市道に関する除草作業というふうに御理解いただければと思います。公園は公園で、そちらの役務費のほうを計上させていただいております。

○内山副委員長 よく住民の方から、どこどこの道の市道ですね、道の端のすご

く草が伸びているとか、そういうことをよく聞いて、一応言ったら対応してくれて、切ってもらおうという話だったんですけれども、一つだけ、毎年こんなんして言わなんのじゃいって言われたもので、ここの市道は季節で5月にしますとか、6月にしますとかって、そういうような定期的に年間の計画というのはあるんですか。

○内山建設課長　市道につきましては、10万メートル以上ございまして、定期的にいついつにここの路線をすとかという計画はちょっと厳しいと思います。やはり一番よく生えてきている、繁茂してきているところ、歩行者の方が一番迷惑かけるようなところをまずは優先的に進めているというのが現状でございます。

○内山副委員長　私も1年目でまだ状況が分かってないので、今までの言ってきたようなところで大体の予想だけしてもらって、住民の方が言われるまでに、もし気がついたときにしてもらえたらありがたいなという気持ちがありましたので、また、そのところもよろしく願いいたします。

○加藤市長　副委員長おっしゃるように、住民の方から要するに草ぼうぼうやと、通れへん、きちんとやってくれ、これ本当に多いんですよ。

我々としても、やっぱりその辺のところはきちんと公園にしろ、道路にしろ、河川敷にしろ、いろんなところがありますので、私は今回の予算についても、道路については、たしか去年、いろんなありますが、除草と、それから、清掃作業について、一応500万は計上させていただいてはいますが、去年は300万だったと思うんですよ。それぐらいやって、本当に十分100%皆さん方、満足していないと思いますよ。

しかし、ある程度のところは、道路は道路で、公園は公園できちんとした草刈りなり何なりというのを少しでもやろうと思って、今回は多少なりとも予算をつけさせていただきましたので、十分住民の声というのはよく聞いています。どこまで今回の予算で反映できるのかというのは、まだ恐らく十分でないでしょう。けれども、少しはやっぱり、少しずつやっぱりやっていきたい……。

○南委員長　間もなく正午の時報に入ります。中断。

(休憩　午前11時59分)

(再開　午後　0時00分)

○南委員長　正午を過ぎましたが、このまま委員会を続行いたします。

市長よろしいですか。

○加藤市長　そういうようなことでございますので、市としても、何とか住民の

方々へのサービスというのを充実していきたいと、ですから、住民の方も、市民の皆さんもそれに御理解いただいて、一緒になって草刈りやっていきましょうよ。よろしく願いいたします。

○内山副委員長 熱意よく分かりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、議案第12号の令和4年度の当初予算の建設課に関わる審査を終了いたします。

報告事項が2件ありますので、まずは、都市計画審議会の答申内容等についての御報告をお願いいたします。

○内山建設課長 それでは、報告事項を説明させていただきます。

まず一つ目に、2月に開催いたしました尾鷲市都市計画審議会の結果について報告させていただきます。

通知します。資料の37ページを御覧ください。

令和4年2月28日に開催しました令和3年度第3回尾鷲市都市計画審議会においての一部意見を添えて、原案どおり可決されましたことをまず報告させていただきます。

資料の41ページを御覧ください。

本都市計画審議会において、尾鷲市都市計画公園の意見を求められる事項の意見について、内容について説明させていただきます。

主に、津波浸水域である場所に都市計画公園を整備することについてと、都市計画の公園内に整備を予定している築山やキッズパークを計画するなどについて、適切でないようになっているかという点について審議をしていただきました。

審議委員さんからの内容としましては、まず一つ目に、津波浸水域である場所に都市計画公園を整備することについては、野球場をはじめとする公園施設の設置場所としては、おわせSEAモデル協議会で進めているおわせSEAモデル構想の集客交流人口の拡大による地域活性化に寄与するものであると考えられるが、津波浸水域での新たな都市計画公園の整備においては、地震・津波に対する対策は必要であり、高台への避難通路などにおいても、ハード・ソフトの両面から検討を図り、公園を利用される皆様が安全安心に楽しんでいる公園整備を進めることと、二つ目に、都市計画公園に整備を予定している築山についてですけれども、築山の計画につきましては、一時避難場所としての機能については不適當であるという意見が

ございまして、今後実施する予定である調査及び基本設計、詳細設計などにおいて、ボーリングデータの解析、液状化の検討、津波シミュレーションなどを実施し、避難タワーなども含めた一時避難場所としての最も効果的な工法を検討されたいという内容でございました。

次に、資料の４２ページをお願いします。

最後、終わりに、公園の整備後、その目的を着実に推進していくためには、東紀州地域の５市町が連携を図ることが必要不可欠であり、今後スポーツ振興を通じた集客交流人口の増大と本地域の活性化を生かせることを期待するというものであるという言葉が添えられております。

ここでちょっと通知させていただきます。

なお、令和、本年４年の３月の９日付で、三重県知事から尾鷲市都市計画公園の変更について、本協議の結果の回答がございまして、異存がありませんという回答をいただきましたので、その旨も報告させていただきます。

以上です。

○南委員長　　続きまして、尾鷲南簡易パーキングの施設の内容について報告を求めます。

○内山建設課長　　次に、４２号尾鷲南簡易パーキングの道路休憩施設についての進捗状況について説明させていただきます。

資料の４４ページをお願いします。

これは、紀勢国道事務所において、敷地造成工事とトイレ・情報提供施設の建設工事については、既に発注済みでございます。完成予定が令和４年度末までと聞いております。

この図面の御覧のとおり、赤い点線で囲まれたエリアが尾鷲簡易パーキングエリアでございます。敷地面積は約１万２，６００平米です。施設としましては、トイレ・情報提供施設が、平家建ての延べ面積が約２００平米でございます。

また、敷地造成の工事の中には駐車場の整備も含まれております。この工事に次いで、次に、道路啓開基地、防災倉庫の建築工事や資材置場、また、緑の点線で囲まれております、尾鷲市が借地しております防災用の用地の整備にかかっていると聞いております。

以上で報告事項の説明を終わらせていただきます。

○南委員長　　報告事項ですが、特に御意見のある方、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それじゃ、建設課の審査を全て終了いたします。長時間にわたり御苦勞さまで、ありがとうございました。

午後は１時２０分からいたします。休憩いたします。

（休憩　午後　０時０６分）

（再開　午後　１時１９分）

○南委員長　休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、教育委員会に入ってもらいました。

教育委員会に付託されております２議案、まず、議案第１７号の令和３年度の補正予算のほうから説明をお願いいたします。

まず最初に、教育長。

○出口教育長　教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第１７号、令和３年度尾鷲市一般会計補正予算（第１６号）の議決について及び議案第１２号、令和４年度尾鷲市一般会計予算の議決につきまして、そのうち、教育委員会に係る分につきまして、教育総務課長並びに生涯学習課長から御説明申し上げますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長　それでは、補正のほうから、教育総務課長、お願いいたします。

○森下教育総務課長　教育総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第１７号、令和３年度尾鷲市一般会計補正予算（第１６号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

予算書６４、６５ページを御覧ください。

○南委員長　お願いします。

○森下教育総務課長　歳出について御説明いたします。

９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費５０万９,０００円の減額は、細目ＡＬＴ事業の減額で、旅費２３万３,０００円と負担金、補助及び交付金２７万６,０００円の減額は、いずれもＡＬＴ２名のうち、１名が継続勤務のため、帰国に係る経費が不用になったことによる減額となります。

６６、６７ページを御覧ください。

次に、３目奨学資金貸付金１４４万円の減額は、細目奨学資金貸付金事業の減額で、貸付金１４４万円の減額は、当初１１名を予定していた新規奨学資金貸与者が

5名であったことによる減額でございます。

次に、予算書7ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正を御覧ください。

表の一番下の9款教育費、2項小学校費、向井小学校屋内消火ポンプ改修事業143万円は、半導体、電子部品の供給難に加え、新型コロナウイルス感染症による影響により、ポンプの電気制御盤の一部部品が生産納期において通常以上に時間を要する事態が生じており、年度内に完成が見込めないことから、繰越明許費補正を追加するものでございます。

工事につきましては、4月中には完成予定で、現在もポンプ自体は稼働できる状態にはなっております。

以上が教育総務課の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第16号）に関する説明でございます。

○南委員長　引き続きまして、生涯学習課長、お願いいたします。

○三鬼生涯学習課長　生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第17号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（16号）の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算について御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

補正予算書の14、15ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料70万円の減額は、2節社会教育使用料30万円の減額で、公民館使用料の減、3節保健体育使用料40万円の減額は、体育文化会館使用料の減によるもので、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に伴う休館や施設利用実績見込みによる減額でございます。

次ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金のうち、次ページをお願いします。6目教育費県補助金1,149万7,000円の減額は、1節教育費補助金1,149万7,000円の減額で、三重とこわか国体の中止に伴う、国体会場地市町運営交付金の減額であります。

次に、歳出でございます。

66、67ページを御覧ください。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費138万円の減額は、細目社会教育一般事務費、負担金、補助及び交付金19万6,000円の減額は、尾鷲市婦人の会連絡協議会、女性の集いに対する女性活動事業補助金5万円及び市民文化

展事業に対する尾鷲市文化協会への文化活動事業補助金 14 万 6,000 円の減額であります。いずれも感染症の影響により、事業が実施できなかったことによるものでございます。

次に、細目成人式事業 118 万 4,000 円の減額は、次ページをお願いします。昨年 1 月 10 日に開催予定でありました第 63 回尾鷲市成人式が新型コロナウイルス感染症の影響により延期となったことに伴い、成人式に出席を予定されていた方の衣装賃借等のキャンセル料金等に係る補助金として 120 万円を計上していましたが、結果、1 名の方から 1 万 6,000 円の申請がありましたので、残りの 118 万 4,000 円を減額するものであります。

2 目公民館費 13 万円の減額は、細目公民館活動経費 13 万円の減額で、休校となった公民館講座の講師謝礼の減額であります。

8 目文化会館費は、財源更正で、その他特定財源 99 万 2,000 円の増額は、三重県市町村振興協会交付金の額の確定によるものであります。

次に、9 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 173 万 1,000 円の減額は、細目スポーツ振興事業 173 万 1,000 円の減額で、報償費 50 万円の減額は、オリンピック聖火リレーセレブレーションの中止に伴う出演団体への謝礼等による減額によるものでございます。

負担金、補助及び交付金 123 万 1,000 円の減額は、三重スポーツフェスティバル参加事業補助金 20 万 1,000 円の減額は、大会等が中止となったことに伴う減額でございます。

他市町公営プール利用補助金 103 万円の減額は、感染症対策による紀北健康センターの臨時休館などの影響もあり、今年度の利用実績見込みによる減額でございます。

3 目体育文化会館管理費 30 万円の減額は、細目体育文化会館維持関係事業 30 万円の減額で、体育文化会館での大会等が見込みを下回ったことに伴う警備委託料の減額でございます。

4 目国民体育大会関連経費 2,650 万 4,000 円の減額は、細目三重とこわか国体活動費 2,650 万 4,000 円の減額で、三重とこわか国体尾鷲市実行委員会負担金 2,650 万 4,000 円の減額でございます。

第 76 回国民体育大会三重とこわか国体は、新型コロナウイルス感染症拡大により開催が中止となり、延期開催についても見送られることとなりました。このことに伴い、三重とこわか国体・三重とこわか大会尾鷲市実行委員会は解散となりました。

たが、実行委員会規程におきまして、残余財産は尾鷲市に帰属するものと規定されていることから、残額の全てが市に戻入されており、そのことに伴う負担金の減額でございます。

次に、債務負担行為補正でございます。

7 ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正のうち、運動場施設管理業務委託について、令和4年度の債務負担行為限度額を入札による額の確定に伴い、240万円から184万8,000円に変更するものでございます。

以上が令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第16号）の予算説明でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

教育委員会所管の補正説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようですので、続きまして、議案第12号、令和4年度一般会計の当初予算の教育委員会所管の説明をお願いいたします。

○森下教育総務課長 それでは、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について、予算書及び主要施策の予算概要に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の22、23ページをお願いします。

○南委員長 お願いします。

○森下教育総務課長 12款分担金及び負担金、1項負担金、3目教育費負担金、1節教育費負担金33万5,000円は、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金33万5,000円で、小学校、中学校、幼稚園の園児、児童・生徒のけが等に係る共済掛金の保護者負担金でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、24、25ページをお願いします。

7目教育使用料309万6,000円のうち、1節教育総務使用料12万6,000円は、教育総務課が管理する土地に中部電力、N T T等が敷設する電柱アンテナの敷地使用料でございます。

次に、28、29ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、1節教育費補助金

277万7,000円のうち、教育総務課に関するものとしましては、1段目の特別支援教育就学奨励費補助金15万5,000円は、小学生14人、中学生8人への学用品費等の補助金でございます。

3段目、部活動指導員配置促進事業補助金54万5,000円は、教職員の働き方改革の一環で、部活指導員4名を配置することにより、教職員の総勤務時間数の削減を図るための補助金でございます。この補助金は、国、県、市それぞれ3分の1の負担でございます。

次に、30、31ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金、1節教育費補助金153万3,000円のうち、2段目、部活動指導員配置促進事業補助金54万5,000円は、先ほどの国庫補助金で御説明した部活動指導員4名分の県補助金分でございます。

次に、15款県支出金、3項委託金、32、33ページを御覧ください。5目教育費委託金、1節教育総務費委託金44万2,000円は、学校安全総合支援事業委託金で、各学校にアドバイザーを招いて防災教育を行う事業への委託金でございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入1,649万7,000円のうち、3段目、教育住宅貸付金430万8,000円は、15人分の教員住宅家賃収入でございます。

次に、36、37ページを御覧ください。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、2節奨学資金貸付金元利収入341万5,000円のうち、奨学資金貸付金返還金（現年度分）326万5,000円は、大学13名、短大2名、専修4名、高専3名、高校2名の合計24名分で、過年度分15万円は、大学生1名分でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、38、39ページを御覧ください。8節教育費雑入216万5,000円のうち、1段目の日本スポーツ振興センター共済給付金161万2,000円は、幼稚園児及び小中学生のけが等に係る共済給付金でございます。

3段下のスポーツ振興センター共済掛金補助金4,000円は、準要保護児童生当分のスポーツ振興センター共済掛金補助金でございます。

一番下の防災カメラ電気等使用料8,000円は、通学路2か所へ防災カメラを設置した電気代に係る収入でございます。

以上が歳入についての説明でございます。

引き続き、歳出について御説明いたします。

１７４、１７５ページをお願いします。

９款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費の本年度予算額は２４５万円で、対前年度比２万５,０００円の減額でございます。財源内訳は、全て一般財源でございます。

細目教育委員会費は２４５万円で、主なものといたしましては、報酬２３５万２,０００円は、４名分の教育委員報酬でございます。

次に、２目事務局費、本年度予算額は１億３,５５１万８,０００円で、対前年度比６１７万円の増額でございます。財源のうち、国県支出金４４万２,０００円は、学校安全総合支援事業委託金で、その他の３,３２６万３,０００円は、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金３３万５,０００円、共済給付金及び共済掛金補助金が１６１万６,０００円、教員住宅等貸付金が４３０万８,０００円、防犯カメラ電気代８,０００円、ふるさと応援基金繰入金が２,６９９万６,０００円、一般財源は１億１８１万３,０００円でございます。

細目教育職員人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

１７６、１７７ページを御覧ください。

次に、細目教育一般事務局費は、２,０５７万４,０００円でございます。報償費２１万２,０００円は、教育ビジョン作成に係る委員報償費でございます。旅費１万６,０００円は、こちらも教育ビジョン策定に係る委員旅費でございます。需用費１４４万７,０００円は、事務局の消耗品費と光熱水費等でございます。

次に、役務費９７万６,０００円は、庁舎別館及び矢浜教員住宅の浄化槽保守点検手数料５６万４,０００円が主なものでございます。委託料１,６１４万円は、スクールバス運行委託料１,４１９万円と小中学校の体育館の照明をＬＥＤ灯具に交換するための設計業務委託料１９５万円でございます。スクールバス運行委託料につきましては、課長補佐から主要施策の予算概要にて御説明いたします。

○中川教育総務課長補佐兼係長 それでは、主要施策の概要７９ページを御覧ください。

○南委員長 どうぞ。

○中川教育総務課長補佐兼係長 それでは、九鬼・輪内地区スクールバス運行管理事業について御説明させていただきます。

まず、事業の目的としましては、九鬼・輪内地区における小中学生の通学手段の確保及び地域間交流活動等を行う際の移動手段の確保を目的としております。

主な事業内容及び経費の内訳としましては、スクールバス４５人乗り、２５人乗り、１５人乗り、３台のバスの運行管理業務となっており、それに伴う修繕料と運行委託料となっております。

事業費予算額は１，４２９万円で、財源内訳は、ふるさと応援基金繰入金１，２００万円と一般財源が２２９万円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○森下教育総務課長 それでは、予算書１７６、１７７ページにお戻りください。

次に、使用料及び賃借料５２万３，０００円は、事務局の複合機使用料３５万５，０００円が主なものでございます。

負担金、補助及び交付金１２６万円は、１７８、１７９ページを御覧ください。紀北教育研究所運営費分担金９０万円が主なものでございます。

次に、細目学校教育事務局費は、２，００３万６，０００円でございます。

報酬６３万３，０００円は、いじめ問題対策連絡協議会、学校運営協議会委員等の報酬３９万３，０００円と健康管理委員の報酬２４万円でございます。

報償費６７万円は、各学校に配置する学校評議員への報償費１２万円と学力向上推進協議会委員への報償費７万円、県からの委託事業である学校安全総合支援事業のアドバイザーへの報償費３６万円を合わせた５５万円と人権教育研修会、がん教育事業、学力向上推進協議会への講師謝礼１２万円でございます。

旅費１９万５，０００円は、学力向上推進協議会の講師などに係る旅費でございます。

委託料３３万円は、学校ＩＣＴシステムの運用保守委託料でございます。

次に、使用料及び賃借料１，４９９万６，０００円は、学校ＩＣＴ環境機器借上料でございます。

負担金、補助及び交付金３０７万円は、尾鷲市教育支援センター運営負担金、あおさぎ教室への負担金４５万円と日本スポーツ振興センター共済掛金８７万１，０００円、日本スポーツ振興センター共済給付金１６１万２，０００円、紀北教育研究会補助金１３万７，０００円でございます。

補償、補填及び賠償金６万７，０００円は、小中学校でのＩＣＴを活用した授業のための授業目的公衆送信補償金でございます。

次に、細目ＡＬＴ事業２１２万９，０００円につきましては、旅費６６万６，００

０円は、帰国旅費等で、次ページの１８０、１８１ページを御覧ください。負担金、補助及び交付金１３６万５,０００円は、自治体国際化協会負担金でございます。

次に、３目奨学資金貸付金、本年度予算額５８４万９,０００円で、対前年度比４１万８,０００円の減額でございます。財源内訳のその他特定財源３２６万５,０００円は、奨学資金貸付金返還金で、一般財源は２５８万４,０００円でございます。

細目奨学資金貸付金事業につきましては、５８４万９,０００円でございます。内容につきましては、課長補佐から主要施策の予算概要で御説明いたします。

○中川教育総務課長補佐兼係長 それでは、主要施策の概要８０ページを御覧ください。

それでは、奨学金貸付事業について御説明させていただきます。

まず、事業の目的としましては、高校、大学等へ進学する生徒で、学資の十分でない者に対し奨学金を貸与し、卒業後、社会に貢献させることを目的としております。

主な事業内容としましては、勉学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学等への進学が困難な者に奨学金を貸与いたします。

経費の内訳は、令和４年度からの新規の貸付けにつきましては、大学、短大等の貸付金額は、年額３６万円か３０万円、高等専門学校は、年額２４万円か１８万円。高等学校は、年額１８万円か１２万円の選択制となっております。

新規貸付分は、大学、短大等が６名、高等専門学校が２名、高等学校が３名の合計１１名分、３１８万円となっております。継続貸付者は、大学、短大等が６名、高等専門学校が４名、高等学校が１名の合計１１名分、２６４万となっております。

事業費予算額は５８４万９,０００円で、財源内訳は、奨学資金貸付金返還金３２６万５,０００円と一般財源が２５８万４,０００円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○森下教育総務課長 それでは、予算書の１８０、１８１ページにお戻りください。

２項小学校費、１目学校管理費は、本年度予算額は１億４,９１３万５,０００円で、前年度比１,０６８万１,０００円の減額でございます。財源内訳の国県支出金２３万８,０００円は、みえ森と緑の県民税市町交付金のうち、２３万８,０００円を充当しております。その他の２１０万円は、ふるさと応援基金繰入金が１５０万円、災害等対策基金繰入金が６０万円、一般財源は１億４,６７９万７,０００円で

ございます。

細目小学校学校管理費は、5,031万7,000円でございます。

需用費3,480万3,000円は、小学校5校分の消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費でございます。役務費981万8,000円は、浄化槽保守点検等手数料661万9,000円、給食用昇降機点検手数料73万6,000円が主なものでございます。

182、183ページを御覧ください。

微量PCB分析業務手数料15万9,000円につきましては、元須賀利小学校の変圧器3個、コンデンサー1個の微量PCB分析に係る手数料になります。委託料123万3,000円は、電気保安業務委託料でございます。

次に、使用料及び賃借料234万7,000円は、複合機使用料172万6,000円、インターネット使用料49万5,000円が主なものでございます。備品購入費193万6,000円は、図書購入費111万円、尾鷲小学校印刷機ほか備品購入費でございます。

次に、細目小学校学校給食事業は、276万2,000円で、小学校5校分の給食に係る経費でございます。

需用費の消耗品費200万3,000円は、調理用白衣等、食器洗剤等の購入費で、役務費73万8,000円は、栄養教諭・給食調理員の検便手数料52万2,000円が主なものでございます。

次に、細目小学校保健衛生管理経費は、692万9,000円でございます。

報酬409万円は、学校医、歯科医の校医報酬330万5,000円、薬剤師の報酬78万5,000円でございます。需用費98万9,000円は、消毒液など新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生関係の消耗品等が主なものでございます。委託料163万6,000円は、各検診委託料や検査委託料でございます。

184、185ページを御覧ください。

次に、細目学校施設整備事業は712万円でございます。

需用費の修繕料は、小修繕への修繕料350万円でございます。工事請負費314万2,000円は、尾鷲小学校運動場北側のフェンス撤去設置工事でございます。

次に、2目教育振興費、本年度予算額874万8,000円で、前年度比42万6,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金が特別支援教育就学奨励費補助金10万1,000円で、その他特定財源553万8,000円は、ふるさと応援基金繰入金で、一般財源は310万9,000円でございます。

細目小学校教育振興経費は、788万7,000円でございます。内容は、全額扶助費で、学用品費等は、準要保護児童117名分の学用品費等が253万円と、令和5年度の新入学児童への学用品費78万4,000円を合わせた331万4,000円で、医療費は12万円、給食費は383万6,000円でございます。特別支援教育就学奨励費61万7,000円は、14名分の学用品費等でございます。

次に、細目ふるさと教育支援事業は、53万8,000円で、細目子どもの学びと育ち育成支援事業32万3,000円でございます。これら二つの事業につきましては、課長補佐から主要施策の予算概要で御説明いたします。

○中川教育総務課長補佐兼係長 主要施策の概要81ページを御覧ください。

それでは、ふるさと教育支援事業について御説明させていただきます。

まず、事業の目的としましては、子供たちがふるさと尾鷲に愛着を持ち続けるため、地域の人々の考え方や生き方から学んだり、自然や景観、歴史、伝統文化の体験など、郷土愛を育むふるさと教育を充実させることを目的としております。

主な事業内容としましては、尾鷲の自然や景観、歴史、伝統文化などに触れる体験学習や地域教材を活用した学びを充実させるなど、御覧のとおり、ポツ4点を実施していきたいと考えております。

経費の内訳としましては、小学校の消耗品費は、各小学校の体験の材料代等が主なもので、使用料及び賃借料は、社会見学のためのバス等の借上料となっております。中学校の経費は、職場体験学習が主なものとなっております。

事業費（予算額）は、小学校53万8,000円、中学校13万9,000円、合計67万7,000円で、財源内訳は、全てふるさと応援基金繰入金となっております。

次に、次ページの主要施策の概要82ページを御覧ください。

子どもの学びと育ち育成支援事業について御説明させていただきます。

まず、事業の目的としましては、より望ましい人間関係づくりや豊かな未来を切り開くための環境づくりと学校教育の充実を進め、文化的・芸術的な催物の鑑賞を通して園児の豊かな感性や想像力を育むことを目的としております。

主な事業内容としましては、児童・生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、学級満足度調査（QU調査）を活用し、自立する力、共に生きる力を育成するとともに、不登校やいじめの予防と対策等に係る取組を推進し、幼稚園におきましては、交流保育を行い、様々な友達と触れ合い人間関係を広げ、また、本物の芸術に触れる機会をつくり、豊かな感性と創造を育んでいきます。

経費内訳としましては、小学校にしましては、ＱＵ調査関係、中学校にしましては、文化祭の消耗品費、幼稚園にしましては、人形劇の観劇関係等の経費となっております。

事業費（予算額）は、小学校３２万３,０００円、中学校４３万９,０００円、幼稚園１２万９,０００円、合計８９万１,０００円で、財源内訳は、全て一般財源となっております。

以上で説明を終わります。

○森下教育総務課長 それでは、予算書の１８４、１８５ページにお戻りください。

次に、３項中学校費、１目学校管理費、本年度予算額は７,４２３万８,０００円で、前年度比２,３５８万１,０００円の増額でございます。財源内訳の国県支出金６３７万円は、部活指導員配置促進事業補助金１０９万円とみえ森と緑の県民税市町交付金のうち、５２８万円、その他８０万円は、ふるさと応援基金が５０万円、災害等対策基金繰入金が３０万円、一般財源は６,７０６万８,０００円でございます。

１８６、１８７ページを御覧ください。

細目中学校学校管理費は、２,７８６万５,０００円でございます。

需用費１,５７７万６,０００円は、中学校２校分の消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費でございます。役務費の２８１万６,０００円は、浄化槽保守点検等手数料１７５万円が主なものでございます。委託料５２万８,０００円は、電気保安業務委託料でございます。

次に、使用料及び賃借料８６万２,０００円は、複合機使用料５４万７,０００円、インターネット使用料１９万８,０００円が主なものでございます。

次に、備品購入費６２万２,０００円は、図書購入費７２万円とみえ森と緑の県民税市町交付金事業を活用した、尾鷲中学校生徒用の机、椅子購入費５２８万円が主なものでございます。負担金、補助及び交付金１６５万６,０００円は、選手派遣費補助金１２８万円が主なものでございます。

次に、細目中学校学校給食事業は、３４万３,０００円で、輪内中学校の給食に係る経費でございます。

１８８、１８９ページを御覧ください。

需用費の消耗品費２５万円は、調理用白衣等や食器、食器洗剤等の購入費で、役務費９万２,０００円は、栄養教諭・給食調理員の検便手数料７万８,０００円が主

なものでございます。

次に、細目中学校保健衛生管理経費は、３５１万４，０００円でございます。

報酬１８９万９，０００円は、学校医、歯科医、薬剤師の報酬でございます。需用費５６万３，０００円は、消毒液など新型コロナウイルス感染症対策のための保健衛生関係の消耗品費が主なものでございます。委託料１０２万３，０００円は、各検診委託料や各検査委託料でございます。

次に、細目中学校施設整備事業２，２６９万１，０００円でございます。需用費の修繕料２４９万７，０００円は、小修繕が１５０万円、尾鷲中学校の浄化槽修繕料が４５万１，０００円などでございます。

次に、工事請負費１，９９９万８，０００円は、尾鷲中学校の消防用設備の点検の際に老朽化に伴う漏水等が見られたため、令和３年度に修繕箇所を特定し、校舎全棟の消火栓配管の更新やポンプその他設備など、尾鷲中学校屋内消防用設備改修工事を実施するものでございます。

次に、２目教育振興費、本年度予算額は８１６万３，０００円で、前年度比５４万６，０００円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金が特別支援教育就学奨励費補助金５万４，０００円で、その他特定財源４１３万９，０００円は、ふるさと応援基金繰入金、一般財源は３９７万円でございます。

細目中学校教育振興経費は、７５８万５，０００円でございます。

需用費の消耗品費６７万５，０００円は、クラブ活動費でございます。扶助費の６９１万円のうち、学用品費等は、準要保護生徒８４名の学用品費等４２８万９，０００円と令和５年度の新入生徒への学用品費１７３万２，０００円を合わせて６０２万１，０００円でございます。医療費は１２万円、給食費は４３万８，０００円でございます。特別支援教育就学奨励費３３万１，０００円は、８名分の学用品費等でございます。

次に、１９０、１９１ページを御覧ください。

細目ふるさと教育支援事業は１３万９，０００円で、次に、細目子どもの学びと育ち育成支援事業は４３万９，０００円でございます。これら二つの事業につきましては、小学校の予算説明の際に主要施策の予算概要で御説明した事業でございます。

次に、４項幼稚園費、１目幼稚園費、本年度予算額２，４６８万２，０００円で、前年度比１万円の増額でございます。財源内訳のその他財源は、ふるさと応援基金繰入金７万７，０００円で、一般財源は２，４６０万５，０００円でございます。

細目幼稚園管理経費は５６万４，０００円でございます。

主なものといたしましては、需用費２９万５，０００円で、消耗品費のコピー用紙等の事務用品費２６万円でございます。

負担金、補助及び交付金１８万７，０００円で、１９２、１９３ページを御覧ください。補助金、給食費支援事業補助金７万７，０００円は、特定教育保育施設において提供される給食への給食費について、３歳児以上の保護者を対象とした補助金で、園児２名分の給食費の補助になります。

次に、細目幼稚園保健衛生管理経費は６３万４，０００円でございます。主なものといたしましては、報酬６０万５，０００円で、薬剤師、園医の報酬でございます。

次に、細目幼稚園施設整備事業は８万４，０００円で、需用費の修繕料５万円が主なものでございます。

次に、細目子どもの学びと育ち育成支援事業は１２万９，０００円でございます。内容につきましては、小学校の予算説明の際に御説明した事業でございます。

以上が教育総務課の令和４年度尾鷲市一般会計予算の説明でございます。

○三鬼生涯学習課長　　続きまして、議案第１２号、令和４年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の２２、２３ページを御覧ください。

１３款使用料及び手数料、１項使用料の次ページをお願いします。７目教育使用料３０９万６，０００円、そのうち生涯学習課分は、２節社会教育使用料１１０万６，０００円は、公民館使用料、天文科学館入館料及び使用料、生涯学習課に係る行政財産使用料でございます。

３節保健体育使用料１８６万４，０００円は、市営野球場、体育文化会館等の使用料でございます。

次ページをお願いします。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、次ページをお願いします。６目教育費国庫補助金２７７万７，０００円、１節教育費補助金２７７万７，０００円で、そのうち生涯学習課分は、防災・安全交付金２０７万７，０００円となっております。

次ページをお願いします。

１５款県支出金、２項県補助金、６目教育費県補助金１５３万３，０００円、１節教育費補助金１５３万３，０００円で、そのうち生涯学習課分は、放課後子ども

教室推進事業補助金 98 万 8,000 円となっております。

次に、36、37 ページを御覧ください。

20 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入、次ページをお願いします。8 節教育費雑入 216 万 5,000 円のうち、生涯学習課分は、図書館コピーサービス料 5,000 円、熊野古道保全整備事業費補助金 50 万円、自動販売機電気使用料 3 万 6,000 円でございます。

以上が歳入についての説明でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

192、193 ページを御覧ください。

9 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、本年度予算額は 3,947 万 8,000 円で、前年度比 274 万 8,000 円の減額でございます。財源内訳の国県支出金 110 万 3,000 円は、地方創生推進交付金 11 万 5,000 円と放課後子ども教室推進事業への県補助金 98 万 8,000 円であります。人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

次ページをお願いします。

細目社会教育一般事務費は 80 万 2,000 円でございます。

主なものといたしましては、社会教育委員報酬 6 名分 11 万 9,000 円、報償費 13 万円は、地方創生推進交付金事業における講師謝礼及び託児謝礼でございます。負担金、補助及び交付金 24 万 4,000 円のうち、少年活動事業補助金 3 万 3,000 円は子ども会育成連絡協議会、女性活動事業補助金 5 万円は婦人の会連絡協議会、文化活動事業補助金 14 万 6,000 円は、文化協会に対し、それぞれの活動に補助をするものであります。

それでは、社会教育一般事業費における地方創生交付金、地域人材を活かした子育て H A P P Y 事業につきまして、主要施策の予算概要の 83 ページで課長補佐より御説明いたします。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 それでは、地域人材を活かした子育て H A P P Y 事業について御説明いたします。

本事業は、地方創生推進交付金を活用し、地域における子ども・子育て支援に関わる団体や、地元事業者等と連携し、誰もが安心して受けられる地域ぐるみの子育て支援として、本市ならではの特色を生かしたイベントを開催し、子育てしやすい地域づくりを推進していくものでございます。

令和 4 年度も絵本展示や読み聞かせなどの本読み子育ての取組である青空図書館

や、地元事業者のお仕事を体験するハッピーワークなど、子育て世帯が親子で楽しめる子育てHAPPY DAYイベントを年3回実施予定であります。

事業費は23万円で、財源内訳は、国庫支出金として地方創生推進交付金が11万5,000円、ほか一般財源でございます。

説明は以上でございます。

○三鬼生涯学習課長 予算書194、195ページにお戻りください。

細目二十歳のつどい事業は、82万5,000円でございます。民法の一部改正に伴い、本年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。本市では、成年年齢引下げ後も、現行どおり、その年度に20歳を迎えられる方を対象に、尾鷲市二十歳のつどいとして、節目の年を迎えられる若者の門出を祝い励ますために実施することとしております。既に広報等でお知らせをしているところでございます。予算内訳は、記念品代や会場使用料等が主なものでございます。

次に、放課後子ども教室推進事業148万2,000円は、放課後等における子供の安全で健やかな居場所づくりを進めるもので、いきいき尾鷲っ子として、小学校放課後児童クラブ、地区コミュニティーセンター等と連携しながら、講座やサマースクール、イベントなど、年間50余りの講座を開設するものでございます。

主なものとしたしましては、運営委員報酬やコーディネーターの報償費などで、事業費の3分の2となる98万8,000円が県補助金となります。

次ページを御覧ください。

2目公民館費、本年度予算額は3,408万6,000円、前年度比881万7,000円の増額でございます。財源内訳の地方債720万円は、中央公民館整備事業債、こちらは緊急防災・減災事業債となります。その他特定財源は、公民館使用料、ふるさと応援基金繰入金などの146万6,000円でございます。

細目公民館管理経費は2,834万7,000円で、主なものとしたしましては、事業費のうち、光熱水費674万9,000円、修繕料157万5,000円は、1階視聴覚室修繕、照明器具取替え修繕、トイレ壁タイル修繕及び公用車車検に伴う修繕料等でございます。役務費278万5,000円は、主に浄化槽保守点検等手数料などで、委託料1,297万3,000円は、次ページをお願いします。中央公民館警備業務委託料374万円などが主なもので、設計等業務委託料720万9,000円は、中央公民館の耐震化に向けた設計等業務委託料でございます。工事請負費331万2,000円は、消防施設点検において指摘のあった屋内消火栓ポンプの取替えに係る工事請負費でございます。中央公民館耐震化事業につきまして、

主要施策の予算概要 86 ページで、課長補佐より御説明いたします。

- 丸田教育総務課長補佐兼係長 それでは、中央公民館耐震化事業について御説明いたします。

市立中央公民館は、昭和 55 年に設立され、市民の文化振興や生涯学習活動の場などとして多くの市民に利用され、また、避難場所にも指定しておりますが、老朽化が著しく、平成 21 年度実施の耐震診断調査において、非耐震構造との結果が出ております。このことより、尾鷲市公共施設個別計画に基づき、本施設の耐震化を図り、市民への学習機会の提供、教養と健康づくりを推進することを目的とするものです。

事業内容としましては、設計等業務委託で、平成 21 年度実施の耐震診断等の結果を基に、耐震補強に向けた設計業務を実施するものであります。

事業費は 720 万 9,000 円で、財源内訳は、その他特定財源として、中央公民館整備事業債が 720 万円、一般財源が 9,000 円でございます。

説明は以上でございます。

- 三鬼生涯学習課長 198、199 ページにお戻りください。

細目公民館活動経費は 40 万 8,000 円で、市民向けに古典文学やヨガ講座などに加え、新年度では、郷土文化財講座や健康体操などを予定しております。コロナ禍において、自宅に閉じ籠もりがちな方などを対象に、気軽に参加していただけるような内容を計画してまいります。

次に、3 目天文科学館費、本年度予算額 535 万 1,000 円で、前年度比 11 万 6,000 円の減額でございます。財源内訳は、その他特定財源の 2 万 6,000 円は入館料でございます。

細目天文科学館管理運営経費は 194 万 4,000 円で、主なものとしてしましては、天体観測指導員の報償費 31 万 8,000 円や光熱水費 34 万 5,000 円、天体望遠鏡保守・点検業務委託料 44 万円などでございます。

次に、4 目図書館費、本年度予算額 2,490 万 4,000 円で、前年度比 5 万 8,000 円の増額でございます。財源内訳は、その他特定財源 260 万 3,000 円は、ふるさと応援基金繰入金 259 万 8,000 円と図書館コピーサービス料 5,000 円でございます。

次ページをお願いします。

細目図書館管理運営経費は 542 万 1,000 円で、主なものとしてしましては、需用費のうち、消耗品費として新聞、雑誌の定期購読代など 83 万 8,000 円、

使用料及び賃借料１６０万５，０００円のうち、図書館システム使用料１２８万５，０００円は、所蔵図書の検索や貸出し管理等を行うシステム使用料で、備品購入費２５９万８，０００円は、図書購入費でございます。

次に、５目文化財保護費、本年度予算額２４０万８，０００円、前年度比２万４，０００円の増額でございます。財源内訳は、その他特定財源の１５０万円につきましては、熊野古道森林施業対策基金繰入金１００万円と東紀州地域振興公社からの熊野古道保全整備事業補助金５０万円でございます。

細目一般保護事業は２４０万８，０００円で、主なものといたしましては、次ページをお願いします。需用費５３万円のうち、修繕料５０万円は、主に熊野古道の維持管理に係る修繕料で、補償、補填及び賠償金の賠償金１００万円は、熊野古道と林業施業との安全調整等の経費補填に係るもので、熊野古道森林施業対策基金繰入金が充当されております。

次に、６目郷土室費、本年度予算額７０５万８，０００円、前年度比１６万２，０００円の減額でございます。財源内訳は、その他特定財源１１０万円は、ふるさと応援基金繰入金の充当によるものでございます。

細目保存運営事業は１４２万９，０００円で、主なものといたしましては、委託料１１９万９，０００円は、県指定文化財である尾鷲組大庄屋文書をはじめとする資料の燻蒸に係る委託料でございます。

次に、７目少年センター費、本年度予算額は５２７万円で、前年度比１２万９，０００円の増額でございます。財源内訳は、その他特定財源８１万８，０００円は、ふるさと応援基金繰入金の充当によるものであります。

細目少年センター一般事務費は８１万８，０００円で、主なものといたしましては、啓発物品に係る消耗品費や、次ページを御覧ください。ボランティア活動に係る傷害保険料などでございます。

また、活動補助金といたしまして、青少年非行防止活動事業補助金として、少年指導員の会に２３万８，０００円、青少年育成地域活動補助金として、青少年育成町民会議に２１万円、地域間交流活動推進事業補助金として、青少年育成市民会議に１８万７，０００円の助成を行うものでございます。

なお、本年８月に市民文化会館におきまして、中学生のメッセージ２０２２、第４４回少年の主張三重県大会が開催される予定となっております。本事業につきましては、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団が主体となりますが、本市と紀北町の青少年育成市民会議などが連携して実施してまいります。

次に、８目文化会館費、本年度予算額は５，１５２万５，０００円で、前年度比５０万６，０００円の増額でございます。財源内訳は、その他特定財源５００万円は、三重県市町村振興協会市町交付金の充当によるものであります。

細目文化会館管理運営事業は５，１５２万５，０００円で、主なものといたしましては、需用費の修繕料３６１万７，０００円は、空調機修繕及び舞台関係の修繕となっております。委託料４，７８７万２，０００円は、公益財団法人尾鷲文化振興会への文化会館の指定管理料４，７８７万２，０００円でございます。

以上、５項社会教育費の合計は、本年度予算額１億７，００８万円で、前年度比６５０万８，０００円の増額でございます。

続きまして、９款教育費、６項保健体育費でございます。１目保健体育総務費、本年度予算額は２，７４５万２，０００円で、前年度比７１９万８，０００円の減額でございます。財源内訳のその他特定財源４２万８，０００円は、学校開放使用料でございます。

細目スポーツ振興事業は７８０万６，０００円で、主なものといたしましては、委託料７０万円は、次ページを御覧ください。美し国三重市町対抗駅伝参加事業委託料でございます。負担金、補助及び交付金６４８万円の主なものは、補助金といたしまして、成年スポーツ活動事業補助金６０万円は、尾鷲市スポーツ協会への優秀選手の協会表彰、スポーツ講習会や各種競技の市民スポーツ祭などに係る補助金でございます。その他、三重スポーツフェスティバル参加事業補助金として５３万３，０００円、他市町公営プール利用補助金は、今年度は紀北健康センターの臨時休館などの影響から利用者が見込みを下回っておりますが、今後の利用回復等を勘案し、４７４万９，０００円を計上しております。

次に、２目運動場管理費、本年度予算額は４０９万３，０００円で、前年度比５８万９，０００円の減額でございます。財源内訳は、その他特定財源１７万４，０００円は、運動場、野球場、テニスコート使用料などでございます。

細目運動場維持管理経費は４０９万３，０００円で、主なものといたしましては、委託料１８４万８，０００円は、運動場、市営グラウンドの清掃や除草などに係る運動場施設管理業務委託料でございます。

次に、３目体育文化会館管理費、本年度予算額は１，５５３万７，０００円で、前年度比７６３万１，０００円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金２０７万７，０００円は、防災・安全交付金２０７万７，０００円、その他特定財源１２８万円は、体育館、武道場の使用料であります。

細目体育文化会館維持関係事業は1,553万7,000円で、光熱水費や体育館の維持管理のための役務費などが主なものでございます。委託料の1,059万6,000円のうち、体育文化会館の耐震診断業務委託料として624万円、耐震診断支援業務委託料として71万円を計上しております。

体育文化会館の耐震診断事業につきまして、主要施策の予算概要の95ページで課長補佐より御説明いたします。

○丸田教育総務課長補佐兼係長 それでは、体育文化会館耐震診断事業について御説明いたします。

市立体育文化会館は昭和42年に設立され、市民のスポーツ推進と健康、体力向上を目的に利用されておりますが、老朽化が著しく、これまで耐震診断等の調査検討は未実施であります。このことから、尾鷲市公共施設個別計画に基づき、本施設の耐震診断を実施し、調査結果を踏まえた今後の方向性について検討してまいります。

事業内容としましては、耐震診断業務及び診断結果の分析による対応策の提案等をいただく支援業務委託です。

事業費は695万円で、財源内訳は、国庫支出金として防災・安全交付金が207万7,000円、一般財源が487万3,000円でございます。

説明は以上でございます。

○三鬼生涯学習課長 予算書208、209ページを御覧ください。

国民体育大会関連経費につきましては、事業終了に伴い、目が廃止となっております。

以上、6項保健体育費の合計は、本年度予算額4,708万2,000円で、前年度比で4,059万2,000円の減額でございます。

以上が、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、生涯学習課の説明でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時20分)

(再開 午後 2時30分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

先ほど説明をしていただいた議案第12号の当初予算の審査に入りたいと思います。

御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○村田委員 207ページの体育文化会館の耐震診断業務委託、これ、市長、耐震の診断をして、これが体育館がもつということであれば、当然修繕、改修に入っていくんだろうと推察をいたしますけれども、これ、これだけ老朽化をしてきた中で、ここから見ても、今はカーテン閉めてありますけど、見ても分かるように、もう屋根なんか真っ赤っかですね。

これ随分と前からなんですけど、この体育文化会館を建て替えるというような気持ちはおありですか。

○加藤市長 今のところ、この耐震診断を来年度、令和4年度中にきちんと行って、どういう結果が出るか、それを見極めながら方針を出したいと思っているわけなんですけれども、ただ、今の状況からして、建て替えるということについては、あまり考えていないんですよ。

一つには、建て替えたとしても、僕、一番あれなのは、どれぐらいの費用がかかって、要するに総事業費がどれぐらいかかって、建て替えの場合と、あるいは耐震補強する場合との国からの交付金というのは全然違うわけなんです。

ただ、今建て替えるということをどうかと言われてみますと、正直言って、今のところ目安が立ってないことは事実でございます。要は、資金繰りをどうするのかというような話も含めて、ただ、今、ここのやったら、ある程度の、おっしゃるように屋根は真っ赤っかで、雨漏りが何十か所ってある。その辺のところは、私としてはきちんとやらなきゃならんなんない。その前に、やっぱり耐震の診断をきちんと出た後、どういう方向性で、方針ですのかというのはちょっと見極めたいと思っております。

だから、その辺の発言につきましては、ちょっと控えさせていただきたいと思っております。

○村田委員 分かりました。

引き続き質疑させていただきたいと思うんですけれども、奨学金貸付金、これ、毎回毎回私言っているんですけれども、これ補正予算でも減額になりました。11名予定しているのが5名だったという報告でしたね、たしか、そうですね。

これについて、今回582万という予算づけをしておるんですけれども、どうですか、補正予算のときに言わなかったんですが、これだけ減ったということは、ど

ここに原因がおりと思いますか、教育長。

○出口教育長　奨学金の件なんですけれども、いろいろ議員の皆様方から御意見たくさんいただきまして、これまでにいろんなところを改善といいますか、やってきたわけです。

まず一つは、成績要件を持っておった、それから、貸与の時期を4月の早い時期に行えるようにしていこう、それから、貸与の回数を希望によって選べるようにいたしました。それから、免除制度、これも1年以内なら可としました。貸与額を最大6万円増加いたしまして、額の選択制というものも導入をいたしました。そして、収入基準額も、これがやっぱりハードルになるんじゃないかということで、このハードルを下げる、いわゆる基準額を引上げという形で借りやすくした。

これまで考えられる要素につきましては、随分と改善をさせていただいてきたところなんですけれども、やはり村田委員御指摘のように、なかなか借りていただける方が伸びてこない。

これは、いろんな原因があるんだと思いますが、一つはやはり、ほかのいわゆる日本学生支援機構、それとか、あるいは民間の奨学金制度、企業の奨学金制度、いろんなものがたくさんありますので、その影響もあるのかも分かりません。

ただ、うちの尾鷲市の奨学金といたしましては、今ここまでの改善の中で、今年の借りていただく方がどのようになるかということも見極めまして、もう一度どこに原因があるのかということを考えていきたい。

それから、じかに、この令和4年度につきましては、高校生の考え方、それから、中学生で高校に上がる生徒の考え方、そういったものも一度調査をやはりしっかりといたしまして、さらなる改善が望めるものであれば、そんなふうにしていきたいというふうに思っています。

○村田委員　あとのことはもう全般のことで、また後ほど言わせていただきたいと思います。

○南委員長　他にございませんか。

○小川委員　奨学金の話が出ましたので、ちょっとおまけというか、ちょっと一言。

奨学金制度、来年度からですかね、返還支援制度、国の財政措置使って、10分の10ですからね、10分の10使うことは、返還制度を使っても、みんな国がもってくれるんだったら、今、5年間ですね、5年間住んでもらわないと、それ使えないというのがあるんですけど、それ3年に変えるとかにしたほうが、尾鷲に住ん

でくれる若者とかが増えるんじゃないかと思いますが、その点、そういったお考えはないですか。

○出口教育長　小川委員には、前にもそういったお話もちょうとお聞かせいただいたんですが、今の段階では、5年間の制度の中で、何とか尾鷲のほうに定住をしていただけないかということがまず基本になっておりますので、当分はそういう方向で努めていきたいと思いますが、別の方向で、いわゆる定住移住策としてまた考えるのであれば、それは市全体としてどんなふうにしていくのが適当なのかということ併せて考えていきたいというふうに思っています。

○小川委員　それと、じゃ、予算書の189ページ、中学校教育振興経費のところなんですけれども、先ほど聞いたところによると、扶助費、要保護・準要保護合わせて84名と言われたんですかね。これって全国平均7人に1人と比べると、間違ったらすみません、4.5人に1人ぐらいと、尾鷲市、率が高いように思うんですけど、それは、原因はここじゃ分かりませんよね、経済的なことになると。多いように思うんですけど、どうですか、その点は。一昨年は全国平均ぐらいだったような気がするんですけど。

○出口教育長　どういう理由かというのはちょっと分かりかねますが、この地方といいますか、若干やっぱ多いのではないかというふうな実感がございます。今回も、御指摘のように、やはり多いのではないかというふうに思います。

○小川委員　多いということは、やはりこの地方が総体的に貧困家庭が多いということにつながりますよね。

そこで、前も言いましたけど、親の所得格差が学力格差につながるんじゃないかという問題もありますけど、その点、教育長はどのように思われているのでしょうか。

○出口教育長　これ、かなり以前にそういう御質問いただきまして、いわゆる義務教育の段階では、できるだけそういう経済的な格差が出てこないように学校も様々な努力をいたしております。今も、それが、いわゆる経済的な問題かどうかは別にして、やはり学力が伸び悩んでいる子供につきましては、放課後学習をやったりしながら、何とかできるような手だてをたくさん打ってきております。

ただ、前も御指摘ありました、いわゆる大学進学ということになりますと、やはりそういう問題があるんだろうと思いますが、それと、この奨学金制度とがうまく絡んでいない部分も当然ございますので、そこはやはりまたこれからも考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

○小川委員　今、学習支援のほうでもしっかり力を入れていただきたいと思うん

ですけれども、林町会館のほうでしっかり学習支援をやっていただいている。そこで結構来ている子供さんたち、成績が上がっているみたいなんですけど、林町会館みたいな、先生のOBがどこかで塾みたいなのをやる、そういうのを増やしていくことはできないもんですか。

○出口教育長　　そういう方法もございまして、ただ、今、学校の中で、学校の授業が終わった後に、教室に残って、学校の先生方が今指導していただいているケースが非常に多くなっておりますので、また、それと、放課後のいわゆる違う場所でもって学習教室などを開いていくような、そういう方法もあると思いますが、ただ、そこに人材がどれだけあるかということも、これも大きな問題になりますので、何とか考えていく必要があると思います。

それと、もう一つは、学校の中に学習支援のボランティアとか、それから、学習支援の方々も入っていただいております、そういう中で、子供たちに何とか力をつけていくという対策も現在取っております。

○小川委員　　以前、先生のOBの方とお話ししたことあるんですけど、その方は英語の先生だったんですけど、輪内のほうなんですけど、そういうのがもしやれるのであれば、私は無料ででも教えますよということを言っていると思いますので、もし機会があれば、そういうのをまたつくってやっていただきたい、それをお願いします。

○仲委員　　歳入の29ページ、これは、国庫支出金の6目の教育費国庫補助金の中で、教育費補助金、部活動指導員配置促進事業補助金54万5,000円、次ページに県補助も同じく同額であります。そうすると、市費を入れると160万ぐらいの歳出が組めると思うんですけど、これの財源は、中学校費の185ページの中学校職員人件費の会計年度任用職員報酬に入っているかどうか。

それと、例えば部活動のどの種目に、どういう種目に何人ぐらいを予定しているかちょっと教えてください。

○森下教育総務課長　　財源につきましては、仲委員のおっしゃるとおり、中学校費の会計年度任用職員のほうに充てられております。

部活の種類につきましては、調整監のほうから報告させていただきます。

○植前教育総務課学校教育調整監　　種目についてですが、今年度から、輪内中のほうでは、剣道とテニスが入ってもらっています。来年度、引き続き、輪内中、テニス、剣道、それと、尾鷲中学校のほうからは、今の希望としては、バレーと野球の希望が出ております。

- 仲委員　　そういうことは、言うたら教職員のＯＢというじゃなしに、その各種目の専門員という感じでよろしいですかね。
- 植前教育総務課学校教育調整監　　その種目に秀でた方が来ていただけるというようなところでございます。
- 仲委員　　もう一点、１８９ページの、これは中学校費の学校管理費の歳出の中、中学校施設整備事業、工事請負費１,９９９万８,０００円、説明では、消火栓の点検のときに漏水が発生して、多分この金額やったら全面改修、水道管のメッキ全面改修と消火栓ということだと思うんですけど、そうなんですか。
- 森下教育総務課長　　中学校の校舎全棟の消火栓の配管の更新とポンプ、その他の設備の更新になります。
- 仲委員　　定かではないんですけど、例えば消火栓を設置、言うたら老朽化により改修するということを含めて配管も整備するということであれば、これ大規模改造の国庫補助対象にはならないですか。これなっとんかいね、そこら辺ちょっと説明お願いします。
- 植前教育総務課学校教育調整監　　こちらのほうにつきましては、補助対象メニューにはございません。大規模改造につきましては、屋根、外壁ですね、あと、内壁の何％、半分以上、５０％以上触らないと補助の対象にはなりませんので、今回は補助事業とはなっておりません。
- 仲委員　　僕の調べ、間違いか分からんやけど、４年度まで、消火栓等の改修も含めて大規模改造の補助があるように見えるんやけど、もし、それも県国に聞いていただいたということであればよろしいんやけど、可能性はやっぱり、そこら県との協議がありましたか。
- 植前教育総務課学校教育調整監　　そうです。県のほうに確認させていただいて、今回の事業については、該当とはなりませんということで、確認はしております。
- 南委員長　　他にございませんか。
- 中村委員　　すみません、何点かをお聞きしたいんですけども、１７９ページ、それから、１８１ページのＡＬＴの事業なんですけれども、ここの中で自治体国際化協会負担金１３６万５,０００円というのがあるんですけれども、これって全国の自治体が全部集まることなんですか。これの中身ちょっと教えていただきたいんですけど。
- 出口教育長　　自治体国際化協会というところがございまして、ここはいわゆるＡＬＴをここから配置をしていただくという場所なんです。

その中で、A L Tが来るときに、まず、協会費というものがございます。それから、これはJ E Tとありますが、J E T保険金が必要です。保険が要ります。それから、オリエンテーションのための宿泊費、それから、交通費とか一般通信費とかそういうものを含めると、この額になるということです。

特にオリエンテーションにつきましては、これは15日間、オリエンテーションが続きますので、その分の経費が2人分で、宿泊費で49万5,000円というふうになってございます。

○中村委員 これってA L Tの赴任期間じゃないときも、毎年この136万5,000円というのをずっとこれ会費として払っていかれるんですか。

○森下教育総務課長 会費につきましては、毎年度支払いをしています。あと、渡航負担金ですとか、それからオリエンテーション、そういった経費につきましては、A L Tの方が帰国されたり、新しい方が来られたときにかかってくる経費ということになっています。

○中村委員 ということは、この負担金は、年によって変動があるっていうことですか。

○森下教育総務課長 そうです。負担金総額については、変動があります。

○中村委員 それでは、203ページの補償金について、これって古道に対する何かの補償金ですか。

（「ちょっともう一度お願いします」と呼ぶ者あり）

○中村委員 203ページの郷土館の上の補償金というのがあるじゃないですか、100万円。この補償金は、ごめんなさい、何に対する補償金かの内訳というのが。

○三鬼生涯学習課長 すみません、失礼しました。

熊野古道の林業施業と安全調整に係る補填費ということで、熊野古道沿いにある林業施業をする場合に、古道客との交通の安全調整に費用がかかる場合、割増し経費がかかる場合に、それを実施する施業者に対して補填をするというふうな形で、尾鷲市熊野古道参詣道伊勢路の利用者と林業施業との安全調整等に伴う補填費支給要綱という要綱が設けられておりまして、それに沿って該当する部分につきましては補填をするというふうな内容になっています。

例えば、今年度1件ケースがあったんですけれども、古道沿いの中で林業施業があった場合、その安全指導員であったり警備員の配置する場合、そういうときに割増し経費がかかった場合に補填をしましょうというふうな形での費用になっています。

○中村委員 ありがとうございます。今のでよく分かりました。ガードマンという感じの費用ですね。

それでは、体育館の耐震診断についてお尋ねしたいんですけれども、今さっき市長が建て替える気はないっておっしゃったと思うんですけれども、これ、今、工業高校の体育館が、県のが移管してもらい受けたら十分使えるんじゃないかと思うんですけれども、立地適正化計画とかがあれば、これ、所内できっと検討されて、耐震でって言われていると思うんですけれども、前に村田委員も昔に言われていたと思うんですけど、あそこに、ちょっと私すごくあのときにいい案やなと思っていて、今ちょっと考えが変わってしまって、ここを耐震化してしまったから、例えば今子育ての子供たちが雨降った日に遊ぶ場所が欲しいとかというので、中央公民館を耐震化したとしても、あの高さではなかなかちょっと子供の遊ぶスペースというのが取りにくいかなと思って、もし工業高校の体育館を県から移管してもらったとしたら、この場所を潰して、低層階をそういうことにして、上層部を高齢者住宅なんかにしたらコンパクトシティになったというのをできたんと違うかなと思うんですけど、きっとこれ、適正化計画って所内だけで考えられて、予算引っ張ってこられるから、全体的なことってなかなか考えつかへんのかな、ちゃうかなと思うけど、村田委員が昔におっしゃっていたやつが、すごい、ああ、ええ案やなと思っていたもんで、この案を言っているんですけど、ほんで、これ700万かけて耐震して、次またこれ何億もかけて、予算が出てくる、出てきえへんじゃなくて、市長がよく言われている、民間活力を活用して、PFIで建物を建てたら、民間が要するに回していけるし、それから、いろいろ考えられるので、今慌ててここをこのお金をかけて耐震診断していくというのは、すごくどうなんって思うんですけれども、それについて市長はどうお考えですか。

○加藤市長 今、体育館がどういう状況になっているかという現状を御理解いただきたいと思っています。雨が降ったときに、要するにバケツ抱えて何十か所という状況が続いているわけなんですよね。やはり使っている方も心配であるというようなことで、まず、我々としては、やはり基本的な耐震診断をやるということは、一つの方向性として、あそこを何とか使えないかということを前提としながら耐震診断を今後やるわけなんです。

当然のことながら、今後は屋根の問題とか水漏れの問題、天井の問題、全部どうすればいいか、どうしたらいいかということ、その辺のところも含めて、まずは耐震診断で、これが要するに躯体が大丈夫なのかどうかということも診断させていた

だいて、それで、今後見極めなきゃなんないと、私はそういうに思っているんですよ。

くろしお学園については、現在今くろしお学園は、現状として学校のほうで使っているわけなんですよ。そういうことも含めて、まず第1に、体育館を公共施設の個別計画の中で、まずやっぱり耐震診断をすぐにやらなあかんなど。何がどうのこのやるとか、要するに改装するなり何なりというのは、まず、前提条件として、やはり私としては、あそこを使えるものだったら使いたいということが前提なんです。

だから、そのために一番大事なのは躯体なんですよ。躯体は大丈夫なのか、地震に耐えられるのか、そこのところをやっぱりきちんと診断をするのがまず大事だと思います。

それを出た結果を見極めながらどうしたらいいかということをやるというのが、その中で、要するに資金の問題も考えていながらどうあるべきなのかということ、そういう結果が出たときに方向性を具現化していきたいと、このように思っております。

○中村委員 建築のほうから言ったら、お金をかけたら、もうこの庁舎も一緒にすけど、お金さえかけたら、建物って必ず使えるようになるんですよ。それで、この耐震診断の中に、雨漏りの診断もこれ全部入っているんですか、お尋ねします。

○三鬼生涯学習課長 耐震診断の委託の中としては、診断業務で、プラス、支援業務委託料として、それを今後どうしていくかという方向性の中で、いろんな提案をいただいたり、そういうふうな支援業務をいただいておりますので、その中で検討できるものを探っていこうというふうな内容になっております。

○中村委員 雨漏りの診断も入っているんですね。それお答えいただけますか。

○三鬼生涯学習課長 屋根の部分も含めて、耐震診断というふうな予算の内容になっております。

○中村委員 耐震と雨漏りって全く違うんですよ。見る業務も違うんですけども、入っているんですよ。

○南委員長 入っておるわさ、当然。

○三鬼生涯学習課長 耐震診断業務委託料というふうな形ですので、その部分については入っておりません。雨漏りの部分というよりも、耐震診断業務委託料としての内容になっております。

○中村委員 ちゃんと答えてほしいんですよ。耐震診断の中に雨漏りに対する対

処の見直しというのも入っているんですよ。

○南委員長 課長、はっきり言わなあかん、曖昧な返事じゃなしに。

○三鬼生涯学習課長 ですので、耐震診断業務としての今回は委託料でございますので、その後、屋根の躯体とか、そういうものの雨漏り対策とか、そういった部分については、その後の設計とか対処の方法を検討していくのは別途必要になると思っております。

○中村委員 ということは、言ってないということですよ。

○南委員長 入ってないの。

○三鬼生涯学習課長 雨漏り部分の対応については、入っていません。

○南委員長 対応はな。

○加藤市長 だから、何度も申し上げますけど、あそこは躯体が大丈夫なのかどうかということの耐震診断なんです。耐震診断なんです、躯体。

○中村委員 分かっています。

○加藤市長 分かっていますよね、専門家ですから。それでもって、これが使えるとなったら、どういう形で維持していこうかということを前提としながら考えていきましょうということなんです。当然そこは現実問題として、雨漏りが何十か所出ているんだから、躯体だけ整備しておって、そのままにしておくわけにはいかんわけなんです。当然雨漏りの対応ということはしていかなきゃなんない。だから、設計段階、次の段階で、設計の段階でどうしていったらいいかということを考えていかなきゃなんないと、そんな話です。

○中村委員 耐震診断で、耐震の強度がなかったら、強化していくための診断なんです。そやから、それに雨漏りまで入れて次にするより、今ある県の体育館を市がもらい受けたほうが非常にいいんじゃないですかというのを聞いているんです。

○南委員長 いや、中村委員さんの提案としたら分かるんですけども、今先ほど市長も答弁されましたように、現に県の教育現場として施設を使っている施設に対して云々というのは、この場ではふさわしくないと思いますので、控えていただきたいと思います。現実教育現場ですので、それを心得た上でよろしくお願いします。

○中村委員 今、尾鷲の新生児、1年70人ですよ。それで、多額な箱物にすごいお金をかけ続けていって、オーバースペックになっていく可能性というのを考えたら、やっぱりここで抜本的に本当に考え直さなあかん時期に来ていると思うんですよ。今何々に使っているけれども、それは果たして絶対無理なのかどうかとい

うのも、もう一回考え直してからやったほうがいいこともたくさんあると思うんですよ。

そやから、慌てて、これを今現に雨漏りはしているわ、床はがたがたやわ、使われてへんような状況やったら、もうちょっと考えられたらどうですかと言っているんです。

○下村副市長　計画では、当然統合、廃合、除却というようなことも考えて実施しております。

この体育館につきましては、毎日スポーツで利用もありますし、選挙のときの開票でも使っておるような状況でございますので、この体育館は、やはり市の中心部にあるということで、利用頻度が高いという建物の中で、今回耐震診断を実施していきたいと。

専門家の方に、意見だけなんですけど、躯体としては大丈夫なのではないかと、屋根を免震化して何とかやれば、ひょっとしたら安価にいけるんじゃないかと、その辺を分かりたいということで、耐震診断を実施したというものでございます。

○南委員長　他にございませんか。

○内山副委員長　これからできる認定こども園においての保育内容だと思うので、ちょっと質問させてもらいますね、福祉課のほうのことで。

○南委員長　ちょっと、まだ早い。

○内山副委員長　保育所などにおけるＩＣＴ化推進事業の中で、タブレットを使用して、子供たちに慣れ親しむためにとって、すごくアプリを使ってということで、保育内容だと思うので、ちょっとお伺いしたいんです。

今あるアプリはすごくいいものがあるんです。多分現場の先生のほうがよく知っていると思うんですけれども、そのことについて、この１年、２年、３年と使っていて、それが子供たちにどういうふうになすごくいい影響があったのか、どういうふうにご利用されてよかったのかとか、ただ、１対１で使う、先生もおって使うと、いい面もある、だけれども、課題としても、タブレットをしたときに、こういった課題の中で、ここはいいけれども、悪いけれどもという、そういうような中身を教育委員会として、やはり関わっていくので、多分興味のある、興味じゃなくて、成果をやっぱり見たいところなんじゃないのかなと思うんです。

なので、これ一応事業ですので、１年間でこういうような、子供たちにとって、ここがよかったとか、このアプリの使い方でもアプリを選定しなければいけないとか、いろんなことが出てくると思うんです。

なので、事業成果として、1年間の流れを教育委員会のほうでちょっと報告してもらったらありがたいかなと思うので、ちょっとここで意見させてもらいました。

○南委員長　それに対して答弁はどうですか。幼児教育というのか、ちょっと曖昧なクエスチョンなんですけど、答えられる範囲で、教育長。

○出口教育長　私も、保育園のほうでそれが導入されるというのは後で知りまして、すごいなといいますか、そこまでそろえるんだなということを持ちましたが、小学校でも低学年は、自分が一人一人が持って活用するところまではやっぱりいけないので、1、2年生については、学校のいわゆるパソコン室の中で機材に慣れる、使い方に慣れると、そういったことを基本にやっています。

保育園等で小さい子供の様子を見ていますと、例えば一人一人にそれを渡すのではなくて、先生が中心になっていろんな子供たちにタブレットで例えばお描きをしたり、それから、動画も撮れますので、友達が友達の動画を撮って、みんなで後で楽しむとか、そういういわゆる機材に慣れていくというような使い方が私もふさわしいのではないかな。

小学校のように、学習教材を中に入れて、そして、計算問題を解かしたり、そういうふうなことにはならないと思いますので、ただ、今の幼児教育向けのソフトもたくさん出回っておりますので、そういうのもいろいろこう吟味されて、活用されたらよいのではないかなというふうに思っています。

○内山副委員長　小学校に導入されているんですけども、幼児教育の中でも使われるということで、やはり現場の中での声を聞いていただきたいので、1年間こういうふうな感じで使われていましたよって、そうしたら小学校と違って、だんだんITのほうでもつながっていくと思うんですよね、仕様で。

だから、そういうことのやっぱり成果などもちょっと報告させて、1年、今じゃないですよ。1年の中でこういうことがありましたとか、そういうような報告をしていただければというお気持ちで、今答えなんですけれども。

○出口教育長　私たちも、活用について大変関心がございますので、特に教育委員会と、それから、保育園、認定こども園等につきましては、これから関係を深めていくということも何度も申し上げましたので、そういうタブレットの使い方、一つ、そういうものも含めて交流ができる、あるいは実践の様子、そういうものをまたお互いが交流をしていきたいというふうに思っています。

○南委員長　よろしいですか。

○村田委員　教育委員会全般といいますか、予算書にちょっと離れておるんです

けれども、教育委員会は、通学路の検討について何か対応されておりますか。

○植前教育総務課学校教育調整監　通学路につきましては、毎年４月に学校のほうから報告が上がってきます。毎年２回ほど、尾鷲市の交通安全プログラムのほうで、通学路上で危険なところ、交通安全の視点、防犯の視点、災害安全の視点、この三つの視点で危険箇所はないかということを各学校から上げてもらいます。そこには保護者の声であるとか、生徒の声も混じってくることがあります。

それを受けて、８月ぐらいに合同点検を行って、道路管理者も含めた協議会がございまして、そこでこのところについては、こういう対策が考えられるであろうかというふうな検討をして、それを必要なところから優先順位をつけて実施していく、そんな流れで今取り組んでいるところです。

○村田委員　それはそれで当然やるべきことであって、やっていただければ結構だと思うんですけども、実際児童が通学をしておるときのいわゆる状況というのは把握をされておりますか。あまりされていないですよ、そういうときには。見回りで行くけれども、実態はあまり把握をされていないと思うんですよ。

ここで私は教育委員会を責めるわけじゃないんです。以前にも建設課にも申し上げましたが、父兄のＰＴＡから、尾鷲小学校のＰＴＡから、行く行くは要望書も出てくるんでしょうけれども、非常に危険な箇所が１か所あるので、ぜひとも御検討願いたい。

黒渕の橋を渡って光ヶ丘のほうに行く道路ですね、あれカーブになっていますよね。その手前で子供たちが横断をするんですよ。非常に危ない。カーブでスピード出してきましたから、その直後のところで横断をするところで、あそこに横断歩道の一つつけてもらったということはもう随分前から言われておるんですね。

光ヶ丘辺りで子供さんをお持ちの御父兄から大変な心配をなさっておるということもありますので、直接御父兄の方が言われるときもあるんでしょうけれども、そういう見えないところでそういうところありますので、差し当たってこの部分は早急に検討して、やっていただきたい。子供たちは、せっかく集団登校・下校しておるのに、そこで万が一のことがあったら大変ですから。

今、全国でも、東海４県、全国でも、通学中の子供たちが事故に巻き込まれて貴い命を亡くしておるということで、非常に国でもここら辺は気をつけているんですね。三重県の中で４４８か所、危険箇所というのがあるということで、この前東海４県で合同の調査をしたんですけども、そういうところなんですよ。

特に教育委員会とか学校が行うということには、ソフト面で気をつけなさいとい

うことですけれども、やっぱりハード面、いわゆる横断歩道のハード面ですよね。そういうものについては、やっぱり警察、それから、県がやらなければいけない。道路管理者ですね。

黒渕の橋の道路は、あれ市道でしょう。市道でしょう。ですから、当然道路管理者がその辺のところを対応していただくと。これ、予算的にもそんなにかかるものじゃない。ちょっとなんですよ。ぜひ対応していただきたいということをお願いしたい。

それから、委員長、よろしいか、もう一点。

○南委員長 はい。

○村田委員 全般のことなんですが、教育長、小中学校、学力の伸びが今非常に低迷していますよね。前々から何年も前から言われておるんですけれども、全国平均よりちょっと下のところもあるんですよね。ほぼ全国平均まで行っていない。こういう状況下の中で、尾鷲市全体の小中学生の学力向上のための施策というものをお持ちですか。

○出口教育長 村田委員の御指摘につきまして、私も令和３年度の報告もさせていただきましたが、学力状況調査、いわゆる学調というやつですが、あれの成績の中で、やはり低迷をしている。そして、これは今だけのことでなくて、相当期間、長い間に低迷がずっと続いている状況がございますので、やはりこれは何とかしなければいけないということで、この１２月にＰＴＡの連合会あるいは教員、それから、校長先生方集まっていただきまして、これを何とかやっぱりしたいということで、来年度からきちっと学力向上の協議会を地域、保護者、学校、ＰＴＡ代表、そういう地域の方々と集まって協議をしながら進めていきたいというふうに思っています。

ただ、学力を向上させるという点につきましては、学校や家庭がとにかく勉強、勉強ということだけではどうもならないと、子供の生活状況そのものをもう一度やっぱり根本的に見直していくことで、子供自身が自分の生活を律していくこと、そして、そこに家庭の協力を得る、そして、学校の教員の授業力をアップさせる中で、子供たちに力をつけていきたい。

そして、先ほどもお話がございましたが、やはりなかなかそういう中でも伸び悩んでいる子供もおりますので、そういう子供につきましては、放課後の学習の問題とか、それから、小川委員御指摘いただいた学校外での学習の場がないのか、そういったことも模索をしながら、来年１年かかって何とかよい形をつくり上げていき

たいというふうに考えています。

- 村田委員　教育長の言うことはよく分かりますし、協議会をつくってやってくんだということなんですけれども、これ、お言葉を返すようなんですけれども、お気を悪くなさらないでください。やっぱり協議会とか会議とか集会とか、これ大事なんですよ。しかし、最も大事なものは、子供にどういうふうに勉強をやろうかなという気持ちを持たせるかなんですよね。それにはやっぱり家庭の生活もありましょうし、学校でのやり方もある。先ほど小川さんの議論にもありましたように、いろんなやり方もあるんですね。

だから、具体的にどうしていくんだと。組織をつくっていろいろ協議していくのはいいけれども、今の実態を見て、具体的にどこから始めていくんだということをやっぱり主に考えて、教育委員会は行動していただきたいなと思うんですけれども、いかがですか。

- 出口教育長　そういうことがございまして、この３学期に既に子供たちに自分の生活を見直す、そして、その生活の中で学習の時間を取る、余暇の時間を取る、家族と過ごす時間を取る、そういうようなことを子供自身が計画をして、それを実行してみるということをこの３月にやってみました。

その中で、なかなかうまくいかない子供ももちろんあります。しかし、その中で、子供自身が自分のゲームの時間がこんなに多かったのかとか、勉強の時間がやっぱり少なかったなというふうに振り返る子供もたくさん出ておりますので、やはり私の気持ちとしては、とにかくどこかで何か具体的な実効あるものをやっていくことで、そして、その結果がどういうふうに出るのか、そして、それがうまくいかなければ、そうしたらここをどう改善していくのかということを経験の先生方とも協議をしながら、よりよい方向で何とか子供たちの生活、自分自身が今おっしゃったように意欲的に、そして、自分の気持ちで自分を律するような、そういうふうな状況をつくっていきたいというふうに考えています。

- 村田委員　もうすぐ終わります、すみません。

私、以前にも一般質問でやらせていただきました、教育ということで、教育指針も含めて、いろいろ申し上げましたけれども、私自身がもう小中学校のときは本当に落ちこぼれという話はどうかしれんけれども、その部類でした。とにかくできなかった。だから、今はそこそこ普通の人並みにはなっておると思うんですけれども、できなかった、遊びばかりで。

やっぱり子供の気持ちを大事にしてやるということは、子供の心の中にいかに余

裕をつくるかということだと私は思うんですよ。ですから、親がきちっとこうだよということも一つです。学校が教育的にずっとやるのも、これ結構です。しかし、それとは離れたところで、遊びにしても何にしても、とにかく心に余裕を持たせて、何とかそういう方向に導いていくということをやっぱりやるべきでないかな。それはやっぱり今の尾鷲市に本当に求められておるのかなと。

ですから、何年見てもいつも、紀北町もそうですけど、あんまり言いませんけど、ちょっと下でしたけれども、全国平均よりちょっと下。だから、この地域の学力を高めるためにはどうしたらいいのかということは、やっぱり紀北町ともいろいろ相談しましょう。南のほうともいろいろ相談をして、全般的にひとつこの東紀州の地域の学力向上ということで、ひとつぜひお考えをいただきたいと思います。くだらんことを言いましたけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、先ほどの通学路の点については、答弁は。

○植前教育総務課学校教育調整監　先ほどの御意見を聞かせていただいて、持ち帰って検討させてください。

○村田委員　早急にひとつよろしくお願いいたします。

○南委員長　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それでは、教育委員会の審査を……。

○三鬼議長　すみません。福祉保健課の審査の中で、小中学校のタブレットの配付について質問した委員がおりましたので、この際ですもんで、小学校、中学校のタブレットの配付が現状どうなっておるか、今日は本人休まれていませんけど、尾鷲小学校は1年から3年までタブレットがないとか云々と言っていましたもんで、この際ですので、小学校、中学校のタブレット配付について御説明をしておいてください。

○植前教育総務課学校教育調整監　1人1台タブレットにつきましては、教育長の答弁にもございましたように、小学校1、2年生、低学年につきましては、持ち帰って何かするとか、そういったことは考えておらず、パソコンに慣れるというようところで、月に1回か2回程度で、パソコン室で操作をする、操作に慣れていくというふうな使い方をしておりますので、1、2年生については、1台配付というようなことで与えてはないと、パソコン室で使っていると、そういう状況です。

3年生以上につきましては、もう1人でもある程度操作もできておりますので、必要に応じて1台ずつまた使ってもらおうというような、そんなやり方を現在してお

ります。

○三鬼議長　今後とも、先ほどの村田委員の学力の件でも、答弁の中に、自分とスマホとか、タブレットをいじったりする時間が長かったって気がついた子がおるとかっていったこともあるんですけど、スマホを含めて、割かし使用する率というのか、もう小学校ぐらいになると、親もスマホを持たしておったりというのがあったりとか、うちにあるのを使ったりしておるのがあるんですけど、１年から３年までは、各自１台ずつになるような方向性というのは検討してないんですか、そういったことについては。

○植前教育総務課学校教育調整監　おっしゃるとおり、今のところ、１、２年生につきましては、パソコンルームで教師がついて授業をしていくというふうなことで、３年生以上は、必要に応じて教室で１人１台ということで使う、そういうような計画をしております。

○三鬼議長　分かりました。

それと、もう一点、委員会の審査には直接、終わりましたもので、大変委員長に了解もraitたいんですけど、昨日もコロナの感染というか、こういったことでお話がありましたけど、１日進展した現状、もし報告できるのであれば、学校の状況というのを報告していただけたらより分かりやすいと思うんですけど、皆さんも心配しておることです。

○出口教育長　昨日タブレットでお示しをしたということなんですけれども、その後、今日のお昼前ぐらいに、全員陰性であったという報告をいただきましたので、我々も安心をしております。

ただ、学校としては、今後もしできる限りの予防対策をしっかりとやりながら、丁寧に子供たちを指導していきたいというふうに考えます。

○三鬼議長　三重県におかれても、解除になったお話の中に、飲食店等については、想定したよりかも低かったということで、今全体としては、学校施設であるとか保育施設から関連したというのが東紀州でも多いようでありますので、より皆さんで対策、注意等々踏まえて、努めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○南委員長　本日の委員会はこれにて終了します。ありがとうございました。

（午後　３時２１分　閉会）